平成 21 年度第 9 回丸子地域協議会会議次第

平成 21 年 12 月 18 日(金)午後 1 時 30 分 丸子地域自治センター4階・講堂

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項
 - (1)カネボウ丸子工場跡地利用について

[資料1]

- (2) 交流・文化施設について
- (3) 上田市未来っ子かがやきプラン骨子案に対する意見募集について「資料2]
- (4)社会教育課・丸子公民館関係について

「資料31

- ・子どもの日行事補助金
- ・丸子図書館建設
- ・丸子公民館移転
- (5) 平成22年度わがまち魅力アップ応援事業の募集について [資料4]

- 4 調査研究事項
 - (1)全体会議

地域協議会のあり方に関する意見書について

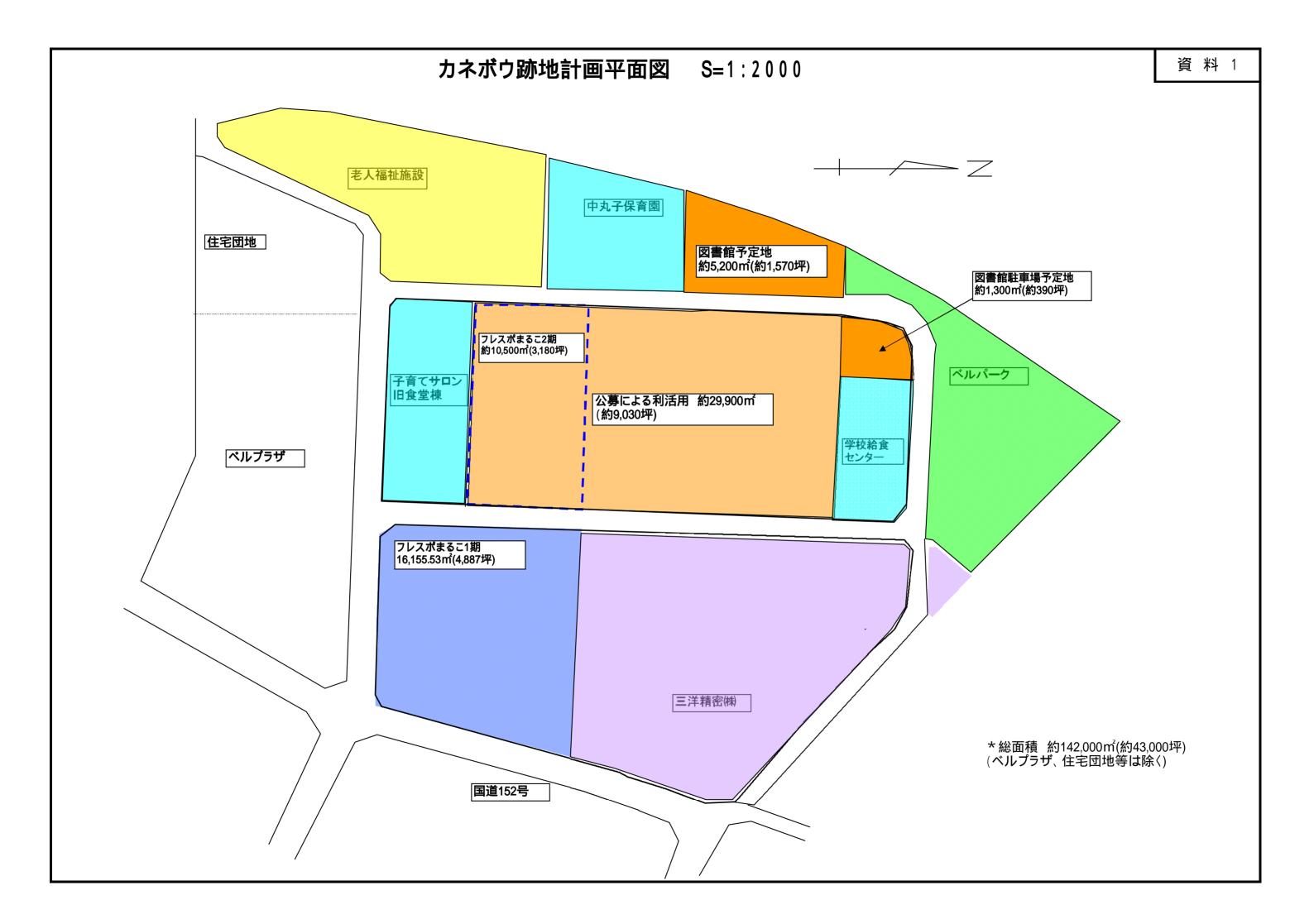
[当日配布資料]

専門部会の報告

- ・カネボウ食堂棟活用検討専門部会
- ·防犯灯LED化検討専門部会

[資料5]

- (2)専門部会
- 5 その他
 - ・次回の日程「1月19日(火曜日)」
 - ・その他
- 閉 6 会



地域協議会資料

交流・文化施設等整備計画について

1 交流・文化施設等整備計画策定までの経過

文/// 文化/// 文	守霊権計画界たみての経過	
年月	内容	
平成 18 年 3 月	新生上田市発足	
5月	JT 上田工場跡地利用について JT と市の合同の「市民広聴会」開催	
8月	「JT 上田工場跡地における公共的整備内容に関する研究会」設置、	
	「JT 上田工場跡地の利活用に伴う市民アンケート調査」実施	
11 月	「JT 上田工場跡地における公共的整備内容に関する研究会」から研	
	究結果報告書提出	
平成 19 年 1 月	公共利用の方向性決定(1/18 市議会全員協議会報告)	
平成 20 年 2 月	JT 個人施行による「上田市天神三丁目土地区画整理事業」認可(県)	
	用途地域変更、地区計画決定	
8月	「交流・文化施設等整備検討委員会」設置	
9月	市内文化施設利用者団体懇談会開催 (2回、114人参加)	
10 月	「交流・文化施設などの整備に関する市民意向調査(アンケート)」	
	実施	
12 月	市議会交流・文化施設特別委員会より報告書提出	
平成 21 年 3 月	「JT 開発地における交流・文化施設のありかた中間報告」提出	
4月	市議会交流・文化施設特別委員会より中間報告に対する意見提出	
5月	中間報告に対する、市民公聴会開催(8 回、363 人参加) パブリッ	
	クコメント実施(29 件提出)	
8月	「交流・文化施設等整備検討委員会」から「JT 開発地における交流・	
	文化施設のありかた検討結果報告書」提出	
9月	土地区画整理事業の基盤整備工事完了	
10 月	まちづくり市民懇談会開催(5 回、305 人参加)	
12 月	交流・文化施設等整備計画策定	

2 交流・文化施設等の整備に係る説明会等開催実績(H21.12.25 現在)

内容	回数
出前ときめきのまち講座~交流・文化施設の整備について~	8 回
各地域協議会での説明	18 回
自治会、市民団体等への説明	

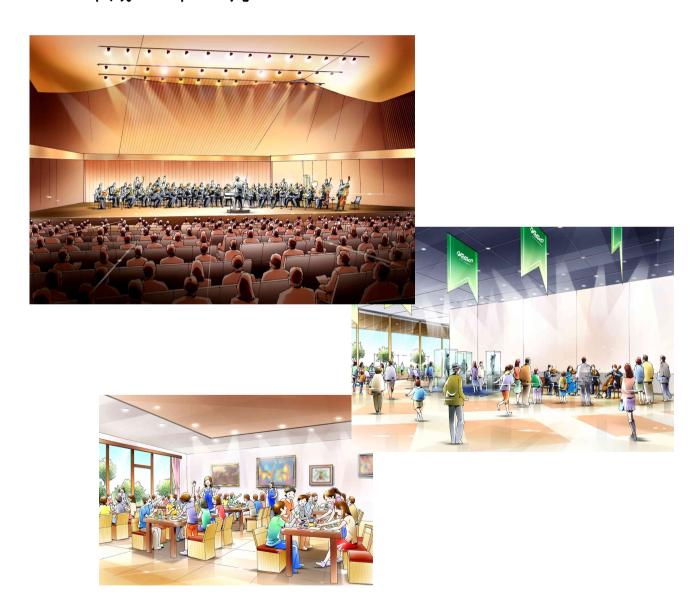
3 交流・文化施設等整備計画の内容

(別添「交流・文化施設等整備計画」書のとおり) 上田市 HP にも掲載中

上田市

交流・文化施設等整備計画

平成 21 年 12 月



上田市

目 次

交流・文化施設等の整備に向けて 1
新しい交流・文化施設は、こんなことができる施設です
第1章 基本理念と機能
1.基本理念と目標
2 . 文化創造と都市創造
第 2 章 施設整備方針11
1.施設整備用地
2.施設整備の方向性
3.全体施設構成・規模と配置イメージ
4.各施設の機能・内容
第 3 章 建設費計画 17
1 建設費試算の手法
2 建設費の試算
3 財源見込み
第 4 章 運営管理計画18
1.基本方針
第 5 章 事業計画19
1.ホール部分の事業計画
2 . 美術館の事業計画
第 6 章 運営管理費計画22
1 支出の試算
2 収入の試算
3 収支試算結果のまとめ
第 7 章 エリア・マネジメント24
1.地域・施設等との連携
2 市民との連携・協働
第 8 章 整備スケジュール

交流・文化施設等の整備に向けて

文化芸術は、人間の感性を磨き、生きる支えになるとともに、地域のポテンシャルを高めるなど、それ自体価値があると同時に、地域活動のあらゆる側面に好影響を与えるものです。

例えば、文化施設における公演や展示、及びコンベンション等での集客や、講座やワークショップなどでの定期的な来場者は、まちに賑わいと活気をもたらし、観光や商業、地場産業などを含めた経済活動に好影響を与えることでしょう。学校現場であれば、音楽教育や美術教育のみならず、国語教育や自己表現能力の育成のために演劇や美術を取り入れることにより人格形成にも大きく寄与します。

また、福祉施設や公民館などへの出前公演などは、これまで公演に触れる機会が少なかった人々に心の潤いを提供し、医療や福祉の現場では、音楽や美術による療法も行われています。さらに、建築やまちづくりに美術やデザイン性を取り入れるのは当然のこととなってきています。

このように、文化芸術は、目に見える形でもまた目に見えない形でも市民生活になくてはならないものであり、市民と行政の各分野における横断的な連携によって充実していくものといえます。

心のゆとり、豊かさが求められる今日、上田市においては、文化を基調とする独自性を生かして自立的に発展していくことが求められています。しかし、その拠点施設や市民活動支援の取組における満足度は高いとは言えない状況にあります。

今回の整備はこうした状況をチェンジする絶好のチャンスと捉え、他の既存ホール等の公共施設、また民間の文化施設・美術館などと役割分担・連携を図りながら、既存ストックも充分に活かしつつ、トータルとして地域の文化力や魅力を、充実・アピールしてまいります。

さらに、本施設を地域の魅力と活力を作る一つのシンボル施設として位置付け、上田市が有する地域文化や歴史的・文化的遺産などの資源を活かし、地域の将来を担う子どもたちの育成、教育や福祉・医療面との連携による行政効果、そしてまちに賑わいと活気をもたらし、観光や商業、地場産業などを含めた地域経済にも大きな波及効果をもたらす施設として、心豊かな市民生活と都市創造を同時に実現してまいります。

本整備計画の策定にあたっては、「交流・文化施設等整備検討委員会」で、約一年をかけた大変熱心なご議論があり、その結果として本年8月「JT開発地における交流・文化施設のありかた検討結果報告書」をいただきました。

この結果を尊重し、とくにこのなかにある、「基本理念の根底にあるべきものは『育成』であります」との言葉を踏まえ、未来を担う子どもや青少年及び市民生活を育み、同時に地域も育んでいくために、文化芸術の持つ力を地域活動の多くの側面に活かし、市民が誇りに思い市民とともに歩む施設づくりを目指してまいります。

なお、この施設整備は、平成 19 年 10 月に制定した「上田市民憲章」をはじめ、「第一次上田市総合計画」「上田市文化芸術振興に関する基本構想」等の長期ビジョンに基づき、その理念実現のため行うものです。

上田市民憲章



上田市は 千曲川の清流と菅平高原から美ヶ原高原までひろがる豊かな自然や 先人の築いた歴史と文化を大切にするまちです

わたくしたちは 上田市民であることに誇りと責任を持ち 未来への発展を 願って ここに市民憲章を定めます

- 1 美しい自然を守り 歴史や伝統に学ぶ 文化の薫るまちをつくります
- 1 共に尊重し合い 平和を愛し やさしさあふれるまちをつくります
- 1 未来を担う子どもらが健やかに育つ 夢あるまちをつくります
- 1 多彩な産業と資源をいかし 希望と活力みなぎるまちをつくります

『第一次上田市総合計画(基本構想 抜粋)』 (平成 19年 10月 2日策定)

まちの将来イメージ

(おおむね10年後の上田市のあるべき姿) 社会環境の変化に強い、自立するまち 豊かな自然に育まれ、人々が行き交うまち 上田市に住む誇りと満足感が得られるまち

広範な市民が集える交流・文化拠点が整備されており、上田市の シンボルとなって、新たな地域文化の創造や都市間交流の舞台と して活用されています。

『上田市文化芸術振興に関する基本構想(抜粋)』 (平成 20年 2月策定)

第 章 文化芸術の継承と創造のために

広域的な文化交流をも視野に入れた新たな文化拠点づくり

文化芸術活動は、市民一人ひとりの生活を心豊かにするだけでなく、 人の環を広げ、活気あふれるまちづくりの力となるものです。新生「上 田市」の将来像「生活快適都市」を目指していくにあたり、広範な市民 が集い、広域的な文化交流の舞台として機能する、新たな文化拠点の整 備が必要です。

市民の文化芸術活動の中心となり、また質の高い文化を享受・発信で き、広域的な交流によって文化芸術活動の環が広がる、新たな文化拠点 の形成に取り組みます。

新しい交流・文化施設は、こんなことができる施設です

交流・文化施設では

人にやさしい 夢と未来を紡ぐ 創造都市うえだ

を基本理念として、

新たな『育成』『鑑賞』『創作』『交流』等の活動が行われ、人が、まちが、豊かに育まれる新上田市を目指します。

こころの豊かさのために(全ての世代の方々へ)

様々な公演・展示が楽しめます

これまでの上田市では少なかった、様々な舞 台芸術公演や美術展示などをお楽しみください。



写真提供:日本フィルハーモニー交響楽団



2008キッズプラザのワークショップ

各種の講座やワークショップ(参加・ 体験型講座)で新たな世界を体験

文化芸術に関わる各種の講座、演技の体験、珍しい 楽器の演奏、身近な素材を用いた美術作品製作の体験 型講座など、はじめての人も、ぜひ文化芸術の新たな 扉を開いてください。

公演や展示、イベントなどを自らの手で 上田市をテーマにした市民ミュージカルや屋外 イベントなどを、出演者として、また裏方として、 一緒に創造していきましょう。

新たな自己実現や出会い・交流の場となります。



写真提供:小美玉市四季文化館(みの~れ)

文化芸術を、気軽に楽しく、生活のなかに

昼の時間帯に 1時間程度で楽しめるコンサート、小さいお子さんを連れての芸術鑑賞 など、それぞれのライフスタイルに合った、「気軽」で「身近」な文化芸術をお楽しみく ださい。



写真提供:日本フィルハーモニー 交響楽団



知的により深く味わいましょう

ホールの裏側を覗くバックステージツアー、 学芸員による展示紹介ツアーなど、どきどき、 わくわく、皆さんの好奇心を刺激します。

単に公演や展示を見るだけにとどまらない、 新たな発見や感動が得られることでしょう。





写真提供:hankblue

文化芸術を「お届け」します

教育や福祉の場へ、アーティストやスタッフが出かけま

す。演劇やダンス指導、 音楽療法や演劇療法など、 身近な場に文化芸術が訪 れることで、新たな体験 が広がります。

施設やスタッフを積極 的に活用してください。



子どもたちの未来のために

子どものときから文化芸術を身近に

芸術鑑賞会や屋外イベントなどで、地域の宝である子どもたちが文化芸術に触れる機会を増やします。

子どもたちの豊かな心を育てましょう。



写真提供:ワンダーアートプロダクション

新たな価値観に出会える場となります

テレビや雑誌などではあまり見たことがない現代劇や海外の民族音楽など、驚きや感動に満ちた新たな世界との出会いが、子どもたちの感性を磨きます。



写真提供: Fiona MacGinty



写真提供:ワンダーアートプロダクション

一人で、親子で、文化芸術を「体感」し てください

子どもたちが親と一緒に音楽・演劇・美術を楽しんだり、一人でものづくりに挑戦します。芸術活動やものを作ることを体感することで、新たな喜びを発見することでしょう。

外でも楽しく、元気いっぱい! 施設の外には広々とした芝生広場と、 賑わいの空間が広がります。 ご家族そろって楽しみましょう。



文化活動を行う方々へ

何でも相談してください!

日常の文化活動における課題、指導者紹介、類似団体との交流など、何でも相談できる窓口を設け、文化活動の継続と向上を支援します。

また、新しい舞台機構・設備を用いた効果的な 演出方法など、施設をより有効に使っていただき 魅力的な公演・展示ができるよう、お手伝いしま す。



写真提供:IFA



写真提供:ワンダーアートプロダクション

文化芸術による自己表現を

合唱・アンサンブル・バンド向けの練習室、ダンスの練習に使えるリハーサル室、美術活動を楽しめるアトリエ、伝統文化に対応した和室など、様々なジャンルの文化活動にご利用ください。

地域の活性化のために

様々なコンベンション利用を

大会・総会・式典・講演会・説明会・会議・展示など・・・、各種団体や企業の皆さん、この施設を大いにご利用ください。施設が持つ様々な機能により、コンベンション利用の可能性が広がります。



写真提供:Wade Rockett

昼も夜も、常に人が集う場を目指します



写真提供:日本フィルハーモニー 交響楽団

時間帯や曜日を限定せず、わいわい、がやがや、 常に人が訪れる、賑わいの空間を目指します。

第1章 基本理念と機能

1.基本理念と目標

「人にやさしい 夢と未来を紡ぐ 創造都市うえだ」

の実現を交流・文化施設の基本理念と位置づけ、文化芸術のシンボル拠点として新たな『育成』『鑑賞』『創作』『交流』等の活動が行われ、人が、まちが、 豊かに育まれる新上田市を目指すことが重要と考えます。

「人にやさしい」とは、多様な価値観を認め合い、分かち合うことで心の豊かさ・やさしさを育てる、まさに教育面や福祉面にも広がる理念として表現しています。

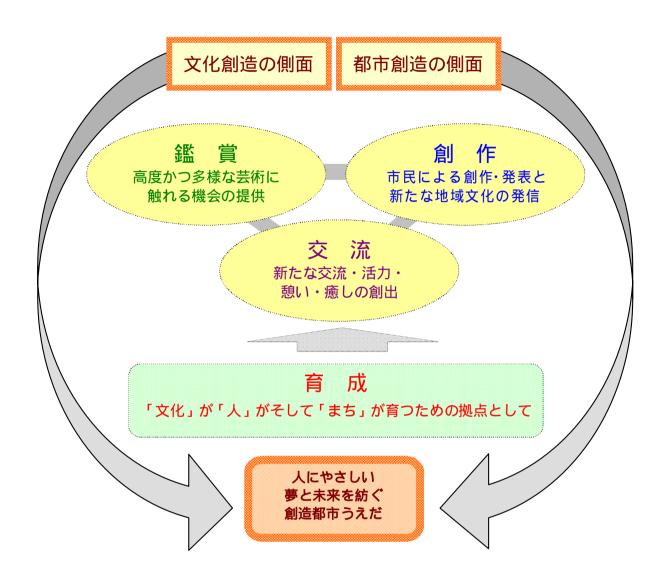
「創造都市」とは、そこで活発な創造活動が行われることにより様々な芸術・ 文化の醸成や豊かな生活文化が育まれ、新たな産業の振興、環境問題への取り 組みなども含め、持続的発展を遂げていく都市像を表しています。

また、基本理念の根底にあるべきものは『育成』であります。

人々の生活とともに悠久の時を経て脈々と流れる「文化」、それが表現された「芸術」、これらが育つことはすなわち「人」が育つということでもあり、とくに次世代を担う子どもたちを、良質な文化的生活環境のなかで心身ともに健やかに育てていく、これは今の私たちが真剣に取組まなければならないことであると考えます。

そして、「人」が育つということは「まち」が育つことへとつながります。

こうした育成の取組みが、市民による歴史ある地域文化を継承することと同時に、新たな文化を創造し、醸成された地域文化を形成するとともに、まちの賑わいや活力を生み出す拠点として、広範な地域から人々が集い・憩い・交流する場となり、魅力溢れるまちづくりへの架け橋となるものと考えます。



2. 文化創造と都市創造

育 成 ~文化の薫り高く、魅力と風格あるまちづくりに向けた 人づくり~

芸術文化をとおして魅力あるまちづくりを行うためには、次代を担う子ども達を対象にした育成事業に取り組む必要があります。

さらに、文化的土壌の成熟に努め、芸術に親しむ鑑賞者・創作者としての市民、またそれを支える運営者や活動家を育成することも大切であります。

こうした取組みが、市民による歴史ある地域文化を継承することと同時に、新たな 文化を創造し、醸成された地域文化を形成していくものと考えます。

【主な事業展開の例】

子どもを育てる	未就学児から高校生までが集う演奏会や各種芸術講座、絵画・木彫
文化的環境づく	りのアート教室など、自らが演奏を行ったり作品を制作することを
IJ	通して、次代を担う子どもたちが芸術や創作に親しむ環境を整える。
各種講座による	クラシックコンサート などの公演や質の高い美術作品の鑑賞、また
鑑賞者の育成	参加・体験型の講座の開催などを通じ、市民の芸術鑑賞に対する意
	識や文化レベルを熟成し、魅力と風格あるまちづくりに努める。
市民とともにあ	文化活動等はもとより、運営・管理にも多くの市民が積極的にかか
る施設づくり	われる環境を整え、市民とともに歩み・育てる施設を目指す。
地域の伝統を生	地域に息づく文化芸術的土壌や郷土作家の顕彰等を通じ、地域文化
かした創作活動	の継承と新たな文化の創造に努める。

鑑賞 ~芸術とのふれあいから感動が生まれ 豊かな心が育まれます~

広く市内外から人々が集い、音楽や美術作品とのふれあいで心が癒され、わくわく するような楽しさと感動を提供する施設が望まれています。

いわゆる"本物"の芸術文化とふれあうことで豊かな心が育まれ、毎日の生活に活気と潤いを与え、魅力あるまち実現へと繋がります。

こうしたことから、施設全体として多様で質の高い芸術に対応できる空間を用意し、 市民が様々な芸術文化と触れ合える機会を提供するとともに、市民自らが、様々な形 で発表できる場を提供することが必要と考えます。

さらには、郷土の著名な芸術家を顕彰し、市内外に向け積極的に上田の魅力として アピールすることも大切と考えます。

【主な事業展開の例】

自主文化事業	市民が望む様々なジャンルの芸術鑑賞事業の実施。		
貸し館事業	興行等民間利用にも積極的に貸出し、市民の鑑賞機会や財政面での		
	収入を増やし、財政負担の軽減を図る。		
市民発表の場	市民が行う文化芸術活動の発表・鑑賞の場(晴れの舞台)を提供。		
郷土作家の顕彰	山本鼎、石井鶴三、ハリー・K・シゲタ、中村直人等郷土作家の顕		
	彰・鑑賞と、その思想を生かした新たな事業展開。		
	また貴重な作品を将来に伝えるため作品の保管にも努める。		

創作 ~ 誰もが・等しく・自由に 感動や喜びを広げる創作体験~

より多くの市民が音楽・美術等様々な文化芸術に親しみ、一人ひとりの生活を豊かなものにしていただけるよう、創作・体験機会の創出、環境づくりに努めるとともに、

市民の様々な文化芸術活動を支え、対応できる施設整備が望まれています。

とくに子どもたちや障がいをお持ちの方も、誰もが等しく文化芸術活動に親しみ、 表現・発表できるよう、施設・運営両面から積極的に対応する必要があると考えます。

【主な事業展開の例】

誰もが・等しく・	とくに障がい者や子どもたちが芸術活動に親しむ場・仕組みづくり
自由に、創作活動	を進め、地域での芸術を通じた関わりの機会を提供するとともに、
支援	芸術と福祉の融合、ひいては市民全般にわたる芸術活動を支援する。
魅力ある企画展	郷土作家に関連したテーマ、キーワードを設定した企画展示や現代
や市民体験型事	作家による企画展示等の開催、また展示と併せたワークショップ、各
業の開催	種体験・参加型事業などにより市民の創作意欲や創造性を高める。
全国に広げるコ	山本鼎版画大賞展などの全国公募展の開催や、新たな全国規模コン
ンクール	クールの実施により、上田市の文化・風土を発信し、新たな地域振
	興や観光などと連携した波及効果を広げる。

交 流 ~様々な交流により 新たな出会いと創造が始まります~

市民同士の出会いから市域やジャンルを越えた交流、そして国際的な交流にいたる まで、様々な交流を深めていくなかで、地域文化は育まれます。

このため、外国籍市民を含むすべての市民それぞれがお互いを尊重し、同時に相互 に啓発し合いながら、それぞれの活動を高めていくことができる機会と空間を提供す る必要があります。

また、交流は、まちづくりや地域活力の面でも重要な要素であります。

観光振興や、コンベンション・イベントなどによる他地域との交流も積極的に図り、 まちの賑わいや活力に直接つながるよう取組むべきと考えます。

【主な事業展開の例】

市民の多様な交	世代・地域・ジャンル等を越えた様々な交流により相互の理解を深
流の実現	め、新たな文化創造や地域づくり、産業振興等に向けた契機にする。
市民憩いの場の	広場と合わせ、誰もが気軽に訪れ、楽しみ、憩えるような施設とし、
創出	ふれあいや語らいの場など自由な交流機会を広げる。
コンベンション	各種会議・大会などのコンベンション利用にも対応することにより、
の利用促進	文化面だけでなく、社会・経済面等への波及効果も期待できる。
大学等での芸術	大学等の芸術活動における利用、発表の機会を提供することなどに
活動支援	より、子どもや市民との交流を促し、地域の文化的土壌を醸成する。
地域の文化芸術	普段訪れることのできない市民への出張公演や出前講座等の活動に
振興の拠点	より、誰にでも心のやすらぎや楽しいひとときの場を提供する。

第2章 施設整備方針

1. 施設整備用地

本施設の整備用地は、「天神三丁目地区土地区画整理事業地」の一部とします。

この地区は、上田市としても用途地域の変更、及び地区計画の設定を行い、「公共施設の街なか立地による拠点性・求心力の向上」、「他地域や郊外に流れている消費者を呼び戻すための商業集積・魅力づくり」、「良好な住環境の創出による街なか定住人口の確保」によるまちづくりを、総合的・計画的に誘導していくこととしております。

地区全体約 21Q000㎡ (63,600坪) のうち、本施設整備用地として、約 45,000㎡ (一部区画整理事業公園用地含む) とします。



【交流・文化施設整備用地 位置図】

2. 施設整備の方向性

施設整備にあたっては、次のような方向性を重視します。

- (1)「歴史や伝統に学ぶ文化の薫るまち」実現に向けての中核となる施設 豊かな自然や風土によって育まれる地域文化と、先人の築いた歴史的・文化的遺産 を保存・発信する、文化の薫るまちづくりの拠点となる。
- (2) 市民誰もが等しく気軽に利用でき、親しみ、憩える施設 子どもからお年寄り、また、障がい者など、市民誰もが訪れる緑地や広場、また芸 術に気軽に触れられる空間を創出し、心が癒され豊かになる。
- (3) 新たな交流や賑わいを創出し、地域の活性化につながる施設 市民間、世代間、地域間での交流はもとより、文化芸術が教育や福祉と連携することで新たな交流や賑わいを創出し、地域全体の活性化につながる。
- (4) 環境、景観、安全等に配慮した、人にも地球にも優しい施設 効率的な資源利用、太陽光発電等による省エネルギー、上田の景観を引き立たせる デザイン、災害時の対応等安全性にも配慮し、人にも地球にも優しい。
- (5) 新上田市、東信濃地域に広がる文化圏のシンボルとなる施設 様々な文化芸術事業と、市民の文化芸術活動支援を行うことで、市民が誇りに思い、 愛され、上田市のみならず東信濃地域全域から人々が集まる。

交流・文化施設の整備地区は、『多目的ホール(大・小)』、『美術館』、『交流施設』、『市 民緑地・広場』をもって構成しますが、これらを一体的、総合的にとらえ、施設全体を 連携させた配置とし、複合的な機能をも持たせることが肝要です。

これにより相乗効果を生み、全国にも発信できる施設としてまいります。

また、JT 開発地内の大型商業施設などや周辺地区との人の流れ、まちのつながりを総合的に計画していく必要があります。そして中心市街地全体も含めた広い視野に立ち、回遊性確保を図っていく必要があります。

そのためには、人々が車から降りて歩いてみたくなるようなまちづくりの設計や誘導策が不可欠であります。快適で安全な歩行空間の整備や、公共交通機関の導入など、今後検討してまいります。

こうしたまちを実現するには、周辺地区も含め総合的にとらえ、全体を見通した優れたデザインが鍵となります。地球温暖化を抑止する低炭素社会の実現を見据えた整備と、人にやさしいユニバーサルデザインに基づく設計、シンプルで機能的なデザインを基本としながらも、文化施設には非日常的な空間の演出、ドラマチックな展開や感動を予感させる演出をもたらすデザインも重要であります。誰もが訪れてみたくなる施設となるよう、デザイン面でも配慮してまいります。

3.全体施設構成・規模と配置イメージ

(1) 全体施設構成·規模

交流・文化施設全体の施設構成と規模などは、表のとおりとします。

【施設の構成と規模】

建物	敷地面積 約 15,000 m² 延床面積 約 17,000 ı	m²
ホール部分	・大ホール(1,700 席程度)	
	・小ホール (300 席程度)	
	・スタッフルーム、楽屋	
	・ピアノ庫、倉庫等	
	・ホワイエ、クローク等	約 9,100 ㎡
美術館	・常設展示室、企画展示室	
	・市民ギャラリー	
	・アトリエ	
	・収蔵庫、管理研究関係室	約 2,500 ㎡
交流施設	・リハーサル室、多目的ルーム	
	・練習室、会議室	
	・ボランティアルーム	
	・エントランスホール等	約 2,400 ㎡
管理部門	・キッズスペース	
	・総合案内、事務室、施設管理関連諸室	
	・共有部分 (機械室、廊下、階段、設備室等)	約 3,000 ㎡
市民緑地・広場	・芝生広場、交流広場、桜並木等	約 18,000 m²
駐車場	・普通車約 400 台	
	・大型車(必要台数分)	約 12,000 ㎡
全体面積	全体敷地面積 約 45,000 m²	

(2) 施設配置イメージ

施設(建物)内の配置につきましては、施設全体の一体感と利便性に配慮し、複合施設として共用空間の集約化により全体面積の圧縮に努め、建設費・維持管理費の節減を図る一方で、各施設の運営・管理上の独立性は確保した配置を基本とします。

また、敷地全体の配置につきましては、住宅、商業等の周辺土地利用との調和を図り、 人々が利用しやすい機能的な配置とするとともに、とくに駐車場の配置には留意し、場合によっては人工地盤等により敷地を立体的に活用するなど、景観面、環境面にも配慮 した配置としてまいります。

4. 各施設の機能・内容

(1)大ホール

規模(座席数)

交流・文化施設等整備検討委員会からの検討報告を尊重し、また、本施設の理念・目標を実現していくため「1,700 席程度」とし、具体的な構造・席数の決定は、今後設計等を進めていくなかで、さらに建設費の節減等にも留意しながら、慎重に判断してまいります。

また、客席可変装置についても、費用対効果等を踏まえ、今後検討してまいります。

想定される用途

- ・クラシック音楽やポピュラー音楽、オペラ、バレエ、ミュージカル、演劇、歌舞 伎等、各種ジャンルの公演事業の実施。
- ・市民による各種文化活動の発表の場。地域や学校の吹奏楽や合唱の発表、大会の場。オーケストラ等の合同公演やフェスティバルなど。
- ・各種の文化活動団体の全国大会、市民芸術祭や文化祭など。
- ・各種市民集会や大会等での利用。大学や専門学校の入学式や卒業式、各種団体や 事業所等の総会、保健・福祉・人権・青少年等の市民大会や県民大会など。
- ・小中高の鑑賞事業による利用。
- ・その他

(2) 小ホール

規模(座席数)

交流・文化施設等整備検討委員会からの検討報告を尊重し、また、市民が直接、 気軽に利用しやすい規模として「300席程度」とし、具体的な構造・席数の決定は、 今後設計等を進めていくなかで、さらに建設費の節減等にも留意しながら、慎重に 判断してまいります。

想定される用途

- ・ピアノや合唱及び室内楽の演奏会、演劇、現代舞踊、講演会、落語、ポピュラー音楽など、各種公演事業の実施。及び、これらのジャンルのプロ公演に向けた貸館。
- ・市民による各種文化活動の発表の場。ピアノやバイオリンの公演や発表会、バンド活動のライブ、演劇、落語等。
- ・各種市民集会等での利用。各種団体や事業所などの説明会。
- ・その他

(3) 美術館

規模(床面積)

交流・文化施設等整備検討委員会からの検討報告を尊重し、美術館の全体床面積を、「2,500㎡程度」とし、具体的な面積の決定は、今後設計等を進めていくなかで、さらに建設費の節減等にも留意しながら、慎重に判断してまいります。

想定される用途

- ・郷土出身作家や郷土に深いかかわりを持った作家の作品の展示と顕彰。
- ・郷土出身作家に関連するテーマを中心とする企画展示の実施。
- ・市民誰もが気軽に芸術活動の成果を発表できる場。
- ・市民誰もが文化芸術と触れ合うワークショップの開催。
- ・貴重な芸術作品の良質な状態での保存及び修復。
- ・その他

(4) 交流施設

規模(床面積)

交流・文化施設等整備検討委員会からの検討報告を尊重し、交流施設の全体床面積は「2,400㎡程度」とし、具体的な面積の決定は、今後設計等を進めていくなかで、さらに建設費の節減等にも留意しながら、慎重に判断してまいります。

想定される用途

- ・市民の主体的な文化活動を支える場。各種文化活動の練習や打合せなど。
- ・文化活動に限らず広く市民が自由に活動できる交流の場。
- ・ホールの付帯施設としての利用。リハーサルや音あわせ、出演者が多い公演での 楽屋利用、コンベンション時における分科会での利用など。
- ・各種展示、パーティ、華道の発表など。
- ・情報ラウンジやアートライブラリーなど、誰もが自由に出入りして楽しめる場。
- ・本施設全体のサービス機能を備える。ショップやカフェ・レストランなど。

(5) 管理部門

規模(床面積)

交流・文化施設等整備検討委員会からの検討報告を尊重し、管理部門の床面積は、「3,000㎡程度」とし、具体的な面積の決定は、今後設計等を進めていくなかで、さらに建設費の節減等にも留意しながら、慎重に判断してまいります。

想定される用途

- ・施設全体のバックヤード。
- ・託児にも活用できるスペース、救護室、事務所機能など。

(6) 市民緑地·広場

規模(全体面積)

交流・文化施設等整備検討委員会からの検討報告を尊重し、市民緑地・広場の全体面積は、「18,000 ㎡程度」とし、具体的な面積の決定は、今後設計等を進めていくなかで、さらに建設費の節減等にも留意しながら、慎重に判断してまいります。

想定される用途

- ・施設と周辺地域をつなぎ、賑わいを形成する場。
- ・誰もが自由に訪れ、憩い安らぐ空間。
- ・子どもたちが遊び、自然に文化芸術に触れる場。

(7) 駐車場

規模(全体面積)

交流・文化施設等整備検討委員会からの検討報告を尊重し、駐車場の全体面積(台数)は、「12,000 ㎡程度(普通車 400 台、バス必要台数)」とし、具体的な面積の決定は、今後設計等を進めていくなかで、さらに建設費の節減等にも留意しながら、慎重に判断してまいります。

想定される用途

- ・交流・文化施設利用者用の駐車場としての規模。
- ・上田城跡公園等への観光客用駐車場。
- ・市街地回遊の拠点となるパーク&ライド用駐車場。

第3章 建設費計画

1 建設費試算の手法

建設費については、基本設計前の段階でありますので、他施設の建設事例をもとに 試算いたしました。

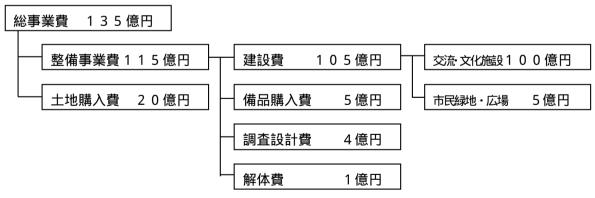
2 建設費の試算

	単価 (千円/m²)	面積(m²)	建設費(億円)
大ホール()	680	8,100	5 5
小ホール	1,000	1,000	1 0
美術館	600	2,500	1 5
交流施設	4 0 0	2,400	1 0
管理部門	3 5 0	3,000	1 0
合 計	-	17,000	1 0 0

舞台・客席等の機構・設備費を含む

以上を、整備計画段階における建設費の上限値として設定し、今後の設計等の段階において、外装や内装等の無駄な豪華さを抑えたり、必要面積を精査するなども行い、 建設費の軽減に努めるものとします。

また、建物以外を含めた整備事業全体の事業費の見込みは次のとおりとします。



3 財源見込み

上記事業費の財源は次のとおり見込みます。

まちづくり交付金	1 4 億円	高次都市施設(施設) 市民緑地広場
合併特例債	1 1 1 億円	後年度交付税措置78億円
一般財源	10億円	(一部基金充当見込み)
合 計	1 3 5 億円	(市の最終的な負担見込額43億円)

第4章 運営管理計画

1.基本方針

本施設の運営管理組織及び体制については、「**基本理念と目標に基づいた事業展開を**、 **積極的かつ効率的に実践できる組織・体制づくり**」が最も重要と考えます。

この視点から、ホール部分と美術館の双方を通じて求められる、運営管理の基本的な方向性を次のように考えます。

専門人材による運営管理

公演や美術展等では、専門人材のレベルにより、事業の質が決定づけられるといっても過言ではありません。そこで、各種の事業を高い質で実現していくために、ホール部分ではアーティストや関係団体にネットワークを持つプロデューサーと企画や技術の専門性を備えたスタッフ、また、美術館においても、プロデューサーと、収蔵品を管理し常設展示や企画展示を企画・実施できる学芸員の配置を目指します。

地域へのノウハウの蓄積

将来の上田市の発展のために、地域に文化芸術施設運営のノウハウを持つ人材が 蓄積される組織及び体制を目指します。

事業の継続性・発展性

上田市の文化芸術の発展と都市創造に向けて、長期的な視野のもと、事業を継続的・発展的に行うことができる組織及び体制を目指します。

事業展開がしやすい組織・体制

柔軟性を持ち、スタッフが常に積極的に事業に邁進できる組織及び体制が必要と考えます。また、スタッフが安心して力を発揮でき、高度な専門性をもつ館長もしくはプロデューサーなどが対外的にも実質的にも権限を持ち、運営管理組織のトップとして動けるよう配慮します。

市民との協働

市民とともにある施設となるために、市民の方々の積極的な協力や支援をお願いしてまいります。

企業メセナの活用

地域の企業等からも、文化芸術活動に対する積極的な協力や支援をお願いしてまいります。

本施設は大きく「ホール」と「美術館」からなる複合施設であり、ホール部分と美術館を一体とした管理とするか、美術館を分離するかなどについては充分検討する必要がありますので、今後の運営管理計画等の検討のなかで、方向性を定めていくこととします。

第5章 事業計画

1.ホール部分の事業計画

(1) 事業方針

長期的な視野に基づく事業展開

ホールは舞台(作品)と観客のいずれが欠けても成立しません。その双方に目配りし育てていくための仕掛けが「事業」であると考えます。理念に基づく長期計画のもと、作品と観客の双方を育成する事業を実施していきます。

ほんものの芸術と出会い、文化芸術経験と刺激・感動を得られる場を提供 市民が文化芸術と触れ合う機会の拡大につとめるとともに、未知の表現や価値観 が提供できる事業を意識し、多様性を認めあう生き生きした上田市の実現に寄与し ていきます。

市民による自主的な文化活動への支援

市民が自ら行う文化活動への「施設利用」について、日常的に相談にのるなど、市民文化の育成に向けた支援を積極的に働きかけていきます。

プロ公演や大会・集会での利用促進

市民への鑑賞機会拡充につながるプロ公演への貸し館や、県内外から人々が集う県・全国規模の大会・集会などの利用促進に努めます。

開かれた施設、外に出て行く施設

市内全域をフィールドに、学校や福祉施設等と連携した出前公演や講座などを行います。また、演劇や音楽を学校教育・生涯学習・福祉などに活用する点についても、関係各所と連携し展開していきます。

創造・人材育成

ワークショップなどの各種講座やフェスティバル、出前公演等について、地域の アーティストと連携しつつ実施することで、活躍の場を提供していきます。

常に市民や利用者とともに存在する施設

事業企画や実施などについて市民が関われる環境を整備し、市民にとって身近な 施設づくりに努めます。

美術館や交流施設等との連携

美術館や交流施設、市民緑地等と一体整備される特性を生かした事業を行います。

(2) 事業内容

本施設の基本理念と目標を実現し、人を育て地域を活性化していくため、次のような事業を実施してまいります。

自主事業

区分	細目	内容
	魅力的な公演の実施	・魅力的で話題性がある公演を実施していきます ・舞台芸術を鑑賞し感動すること自体がすばらしい経験 であると同時に、文化活動人口の増加にもつながってい くことが期待されます
鑑賞事業 観客育成型の 公演	観客育成型の 公演	・出演者によるレクチャーつき公演など、観客の知的欲求を満たし、観客育成につながる事業を実施します・市民緑地を活用した野外コンサート、幼児と親が共に楽しめるコンサート、ランチタイムに楽しめるガラコンサートなど、気軽に楽しめる公演を継続的に実施します
	参加体験型の講 座やワークショ ップの実施	・子どもや青少年をはじめ、障がい者や高齢者なども含め、全ての市民に向けて、音楽や演劇等の参加体験型の 講座を実施します
育成事業 アウトリ 活動	アウトリーチ 活動	・ホールに足を運ぶ機会がない人々に向けて、学校、福祉施設、公民館など地域の集会施設等で出前での公演や講座などを実施します
	福祉や教育との連携	・音楽や演劇等の肉体表現を教育や治療などで用いるためのワークショップ等、福祉や教育などと連携した事業 を実施します
創造・創作	市民文化活動 の支援	・地域の文化団体へのアドバイスや身近な相談への対応 に加え、音楽や演劇のことについて市民が自由に相談で きる窓口を設置し、身近で信頼される場を目指します
支援事業	オリジナル市 民ミュージカ ルの制作	・ 戯曲ワークショップや演劇ワークショップを通じて、市 民が制作し市民が舞台にあがる、上田市をテーマとする オリジナルの市民ミュージカルを制作します

貸館事業

区分	内容
地域の文化 活動支援	・地域の文化芸術活動における貸館利用に対して、職員によるアドバイス や指導者の紹介、相談窓口の設置など、レベルアップに向けた支援を積 極的に行います
プロ公演支援	・鑑賞機会の拡充、ホール使用料収入増も期待できるため、プロによる利用を促進するようつとめ、利用にあたっては協力体制をとっていきます。また、事業者との提携公演なども実施していきます
大会・集会利用の促進	・全国規模の大会や集会は、貸館収入の柱となるだけでなく地域活性化や 商業・産業・観光などへの好影響が期待できることから、本施設ではこ れらを積極的に誘致し、上田市全体を楽しんでもらえる環境づくりを行 っていきます

2.美術館の事業計画

(1) 事業方針

郷土作家の顕彰・企画展示

上田市ゆかりの郷土作家(山本鼎、石井鶴三、ハリー・K・シゲタ、中村直人等) の作品展示及び顕彰、並びに幅広いテーマに沿った企画展示を行っていきます。

常設・企画展は常に魅力あるものとし、集客性を高め、上田市の魅力を全国に発信することを目指します。

創作・創造性を高め、参加・体験できる施設

市民の「アトリエ」等を活用した文化芸術活動や、各種講座・ワークショップなどの参加・体験型活動を通じ、市民文化の育成に向けた支援を積極的に行います。

開かれた施設、外に出て行く施設

市内全域をフィールドに、学校や福祉施設等と連携したアウトリーチ活動を行います。

ボランティア組織の形成

運営管理に市民が参加できるボランティア組織づくりを行い、運営管理に市民が関われる環境を整備し、市民にとって身近な施設づくりに努めます。

ホール部分や交流施設等との連携

ホールや交流施設、市民緑地等と一体整備される特性を生かした事業を行います。

(2) 事業内容

「収集・管理活動」、「展示活動」、「参加・体験活動」、「アウトリーチ活動」、「広報活動」の5つを事業の柱として展開します。

区分	細目	内容	
収集・管理活	収集	・ 郷土作家を中心に作品、文献等の収集を行います	
動	管理	・美術作品の管理等を行います	
	常設展示活動	・ 郷土を代表する作家の作品展示を実施します	
展示活動	企画展示活動	・ 本施設独自の企画展示を実施します	
	巡回展示活動	・ 県展等の大型展覧会の開催・運営支援を行います	
	アトリエ活動	・ 市民が自由に芸術活動を行えるアトリエを貸出します	
参加・体験型	ワークショップ	・ 利用者層に対応した芸術活動ワークショップを実施します	
活動	市民ギャラリー	・ 市民の作品を公開展示します	
	ボランティア活動	・ 美術館における各種ボランティア活動を支援します	
アウトリーチ	出張展示活動	・ 小中高校、福祉施設、公民館等で出張展示を実施します	
活動	講演会等活動	・ 出張展示に合わせて講演会等を実施します	
广起纤维	出版・印刷	・ パンフレット、ポスター、冊子等を制作します	
広報活動 	その他広報	・ ホームページの開設及び常時更新を行います	

第6章 運営管理費計画

1 支出の試算

(1) 維持管理費

維持管理費については、基本設計前の段階でありますので、他施設の事例をもとに 以下のとおりと試算いたしました。

	㎡単価(千円)	想定面積(㎡)	年間維持管理費(百万円)
ホール部分	1 5	9,100	1 3 6
美術館部分	1 5	2,500	3 7
交流施設部分	1 2	2,400	2 8
管理部門	1 0	3,000	3 0
合計	-	17,000	2 3 1

なお、今後の設計段階で、冷暖房効率のよい施設づくりや警備のしやすい施設配置などの工夫により、さらに維持管理経費の軽減を目指してまいります。

(2) 事業費

本施設の理念が実現できる事業展開として、「第5章 事業計画」の自主事業を実施 していくため、ホール部分で約4千万円、美術館部分で約1千万円、合計約5千万円 の事業費を想定します。

(3) 人件費

人件費の算出にあたり、人員配置を次のとおりと想定します。

館 長(ホール、美術館を総括する館長)1名

ホール(プロデューサー、管理部門、事業部門、技術部門)13名

美術館(プロデューサー、管理部門、事業部門)6名

以上合計 2 0 名程度を想定し、任期付、嘱託、臨時職員の積極的かつ効率的な配置を行い、また市民ボランティアにも協力をいただくなどで人件費の軽減を図ることにより、人件費は合計で 1 億円程度と想定します。

(4) 運営管理費試算結果のまとめ

以上の結果をまとめると、次のようになります。

項目		金額(百万円)
維持管理費	施設全体	2 3 1
事業費	ホール部分自主事業費	4 0
	美術館自主事業費	1 0
人件費	ホール・美術館を含む	1 0 0
	合計	3 8 1

2 収入の試算

収入の試算にあたっても、基本設計前の段階でありますので、他施設の事例等を もとに以下のとおりと試算いたしました。

項目			金額(百万円)
利用料収入	用料収入 大ホール 現上田市民会館の利用料収入と料金設定をもとに算出		2 7
	小ホール	信州国際音楽村ホールこだまの利用料収入をもとに算出	5
	交流施設	現上田市民会館会議室の利用料収入をもとに算出	5
	美術館	全国の美術館の収入をもとに算出	5
		小計	4 2
事業収入	ホール部分	自主事業の想定に入場率・平均単価をかけて算出	2 0
	美術館	全国の美術館の収入をもとに算出	5
		小計	2 5
		合計	6 7

3 収支試算結果のまとめ

以上で試算してきた支出及び収入を項目別にまとめると、次のようになります。

項目			金額(百万円)
支出	維持管理費	施設全体	2 3 1
Ш	事業費	ホール部分自主事業費	4 0
		美術館自主事業費	1 0
	人件費	ホール・美術館含む	1 0 0
		支出合計	3 8 1
収入	利用料収入	大ホール	2 7
^		小ホール	5
		交流施設	5
		美術館	5
	事業収入	ホール部分	2 0
		美術館	5
		収入合計	6 7
		3 1 4	
	:	8 0	
		2 3 4	

第7章 エリア・マネジメント

1.地域・施設等との連携

(1) 施設内の連携

本施設は、ホール・美術館・交流施設・広場等それぞれの目的・機能がありますが、 全体を一体のものとして捉え、連携させた配置・機能を持たせることにより、拡張利用 と効率化を図っていきます。例えば、大ホールと小ホールの楽屋を共通で使えるよう にする、美術館と大ホールで連動した企画を行い効果的な広報宣伝を図るなども考え られます。

(2) 周辺との連携

さらには、商業地区等施設周辺との連携、中心市街地全体も含めた広い視野に立ち、 人の流れ、まちのつながりを総合的に考慮していく必要があります。それによって、 人や賑わいをこの地域内だけに留まらせず、中心市街地全体、そして上田市全体の活力をもたらす可能性が考えられます。このためには、地区に関わる各事業者や施設管理者、そして行政、市民、NPO 法人等が協働して、施設や建物の管理だけではなく、 イベントの企画等により街の賑わいを演出していくような、エリア・マネジメントの手法をとりいれて、積極的に活力を持続させていかなければならないと考えます。

(3) 上田市の関連各所との連携

本施設の理念・目標に掲げている「育成」を実現するにあたり、福祉、観光、商工など行政の各部署と連携し、効果的な運営管理を行っていきます。

また、本施設では、コンベンション(大会・集会)の積極的な誘致を想定していますが、その実現にあたっては、上田観光コンベンション協会や信州上田フィルムコミッション等、市外各所とネットワークを有する団体にも連携を働きかけていくことが必要です。

(4) 既存施設との連携、役割分担

上田市には、上田文化会館(502 席) 丸子文化会館(大808 席,小308 席) 上田創造館(500 席) 信州国際音楽村(300 席)などの文化施設があり、地域の文化活動の拠点として、また、鑑賞の場として、個性的な活動を行っています。これらの施設との役割分担と連携を行っていくことが重要です。

本施設の大ホールはこれらの施設とは席数が大きく異なるため、大規模な席数や舞台が必要な公演・発表会は本施設で、中・小規模な席数が望ましい公演・発表会等は上記各施設でといった役割分担が可能です。

具体的には、上田文化会館は千曲川右岸地域の創作・発表の拠点、丸子文化会館は 千曲川左岸地域の創作・発表の拠点、上田創造館は上田広域の学習・発表の拠点、信 州国際音楽村は音楽系を中心とした公演事業と発表の場、各公民館等の生涯学習施設 は市民の日常文化芸術活動に密着した練習・発表施設、といった役割分担が考えられ ます。

一方で、共通での広報紙を作成して市民に広く配布するなどの広報・宣伝面での連動や人的交流による組織活性化などの連携方策が考えられます。将来的には、全施設 共催での市民文化祭やフェスティバルの実施なども視野に入れたいと思います。

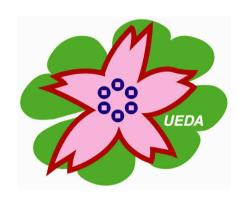
2 市民との連携・協働

文化・芸術団体、関係者の皆さんはもとより、多くの市民の皆さんにも、施設を利用するだけでなく運営管理の面も含め、積極的な支援や協力をお願いし、市民とともに歩む施設としてまいります。

また、こうした市民ボランティアをお願いするにあたっては、各種の研修や講習会などを実施するとともに、市民ボランティアのなかで新しいボランティアを育成していただく手法なども検討していきたいと考えます。

また、市民と連携し協力体制を築いていくためには、常に説明責任を果たしていく 必要があります。そこで、年間レポートなどを発行し活動報告を行うと同時に、運営 管理のあり方について検討する市民を交えた協議会を設け、施設の状況や評価なども 行ってまいります。 現時点の予定では、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて基本設計および実施設計を行い、平成 24 年度~25 年度に建設工事、平成 25 年度末の竣工から開館準備を進め、平成 26 年度の開館を目指します。

また、開館記念事業となるような著名アーティストの公演や美術展は、概ね2年前には決定するのが通常となっています。また、1年~1年半前から施設の貸し出しも開始する必要がありますので、遅くとも平成23年度には運営管理組織の一部をたちあげ、プレイベントの開催なども含め、事業展開面の準備も進めてまいります。



日本のまん中 人がまん中 生活快適都市

~水跳ね 緑かがやき 空 こころ 晴れわたるまち~

平成21年12月 地域協議会議資料 こども未来部(子育て・子育ち支援課)

上田市未来っ子かがやきプラン骨子案に対する意見募集について(お願い)

(上田市次世代育成支援後期行動計画)

市では、上田市未来っ子かがやきプラン(上田市次世代育成支援行動計画:前期計画)の見直しに 取組んでいます。このプランは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成 を目的としています。

見直しでは、国の指針に添いながら、ニーズ調査などによる保育サービス等の利用意向や市民の皆様の意見を反映させ、平成22年から平成26年度までに実施する事業や時期を定めます。

今後「広報うえだ」で、プラン骨子案をお知らせし、市民の皆様から意見募集を行いますので、御協力をお願いいたします。

次世代育成支援のための行動計画の策定

<次世代育成支援対策推進法: (平成17年度からの10年間の時限立法) >

地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進



<上田市未来っ子かがやきプラン(次世代育成支援行動計画)>

地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進、教育環境の整備等を内容とする行動計画の策定

【前期計画】 平成17から21年(5年間) 【後期計画】 平成22から26年(5年間)

意見募集の方法等

周知方法 広報うえだ(平成22年1月1日号)		
閲覧場所	子育て・子育ち支援課、市役所行政資料コーナー、各地域自治センター健康福祉課、 上田市ホームページ(<u>http://www.city.uecka.nagano.jp/hp/ht/kosockate/index.html</u>)	
締切	平成 22年 1月 22日(金曜日)	
提出方法	ご意見及び住所、氏名、年齢(省略可)を郵送(〒386-0025天神 2-4-74) FAX(26-6171)、電子メール(kosodate@city.ueda.naganojp)、またはお持ちく ださい	
提出先	子育て・子育ち支援課(やぐら下庁舎 1階) 各地域自治センター健康福祉課	

上田市 未来っ子かがやきプラン 骨子案

(次世代育成支援後期行動計画)

プランの

プランの趣旨

急速に少子化が進行する中、行政、地域、企業など地域全体が協働し、子どもたちが健やかに生まれ、育成される社会を形成することを目的とする。

性格

次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村後期行動計画

期間

後期計画 22~26年度(2014年度) 【5か年間】

上田市の少子化と子育て環境の現状

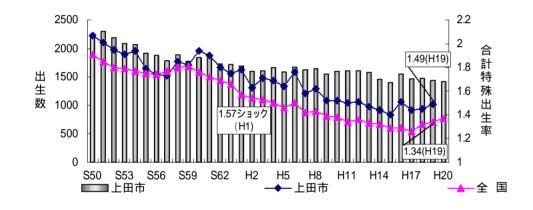
1 少子化の現状

年間出生数は400人以上、年少人口(0~14歳)は1万人以上減少 【年間出生数】 1,919人(S55) 1,467人(H17) 【年少人口比率】 22.7% (S55) 14.4% (H17)

合計特殊出生率は国を上回るが長期的に低下傾向 【上田市】 1.49(H19) 【県】 1.47(H19) 【国】 1.34(H19)

「理想の子どもの人数」より「実際に予定している子どもの人数」は少ない。 【理想】 3人(約56%)、2人(約35%) 【現実】 2人(約59%)、3人(約22%)

子育てに対して不安や負担を感じている人は約6割 非常に感じる(約16%)、どちらかといえば感じる(約45%)



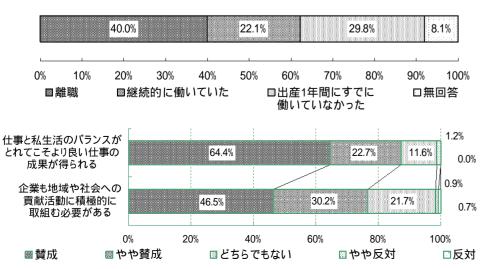
2 子育て環境(就労)の現状

「パート·アルバイト等」として就労している就学前児の母親の約5割が、 就労日数の増加やフルタイムへの転換を希望

未就園児の母親は、出産前後に4割が離職

仕事と生活の調和について賛成と考えている事業所は約9割

出産前後の離職状況



未来っ子かがやきプランの基本理念(案)

- プランの趣旨、少子化の現状、今後の子育て支援策一

子どもの笑顔があふれる地域(まち)

~ 輝け上田の未来っ子 子育てを地域で支え みんなでつくろう 次代のうえだ~ 次代の親となる子ども達の権利を最大限尊重し、安心して成長できるよう、きめ細かな支援が必要です。

子どもと子育て家庭を支援するためは、行政だけでなく地域や企業の理解と協力が必要です。

NPO・ボランティア、子育てサークル、PTA、育成会や自治会など、地域の様々な活動主体が連携し、子育て家庭と交流を深めながら相互に助け合い、子育てができる地域を目指します。

重点課題と今後の子育て支援策

【重点課題1】

保育サービスや子育で環境の向上、地域全体の協力体制の強化

【重点事業】

保育施設の整備

・保育施設の計画的な改築を進め、保育環境の一層の整備

幼保小中連携事業

・中学ブロックごとに現状の確認や相互交流など連携事業を実施

発達相談センターの充実

- ・発達障害の早期発見、保護者への早期支援、関係機関との連携強化
- ・成長段階に合わせて一貫した支援ができる体制の充実

【重点課題2

子育てにかかる経済的負担の軽減

【重点事業】

医療費の負担軽減

- ・小学6年生までの入院医療費について実施中
- ・通院にかかる医療費についても給付となるよう検討

【重点課題3】

安心して出産できる環境の整備

【重点事業】

産院の移転改築

- ・周産期医療の安全性の向上のため長野病院隣接地等への産院の建設
- ・長野病院の地域周産期母子医療センターの産科の機能回復
- ・就学資金等貸与による医師や産院の助産師の長期的な確保

【重点課題4】

子育てしやすい職場環境に向けて企業と協力した取組の実施

【重点事業】

- 「社員の子育て応援宣言!」への登録推進
- ・登録企業を市のホームページ等で紹介
- ・企業・事業所のトップから、従業員が仕事と子育ての両立ができるような制度を作るなど、職場の環境を整備するように啓発

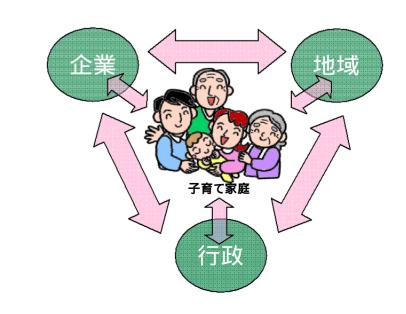
【重点課題5】

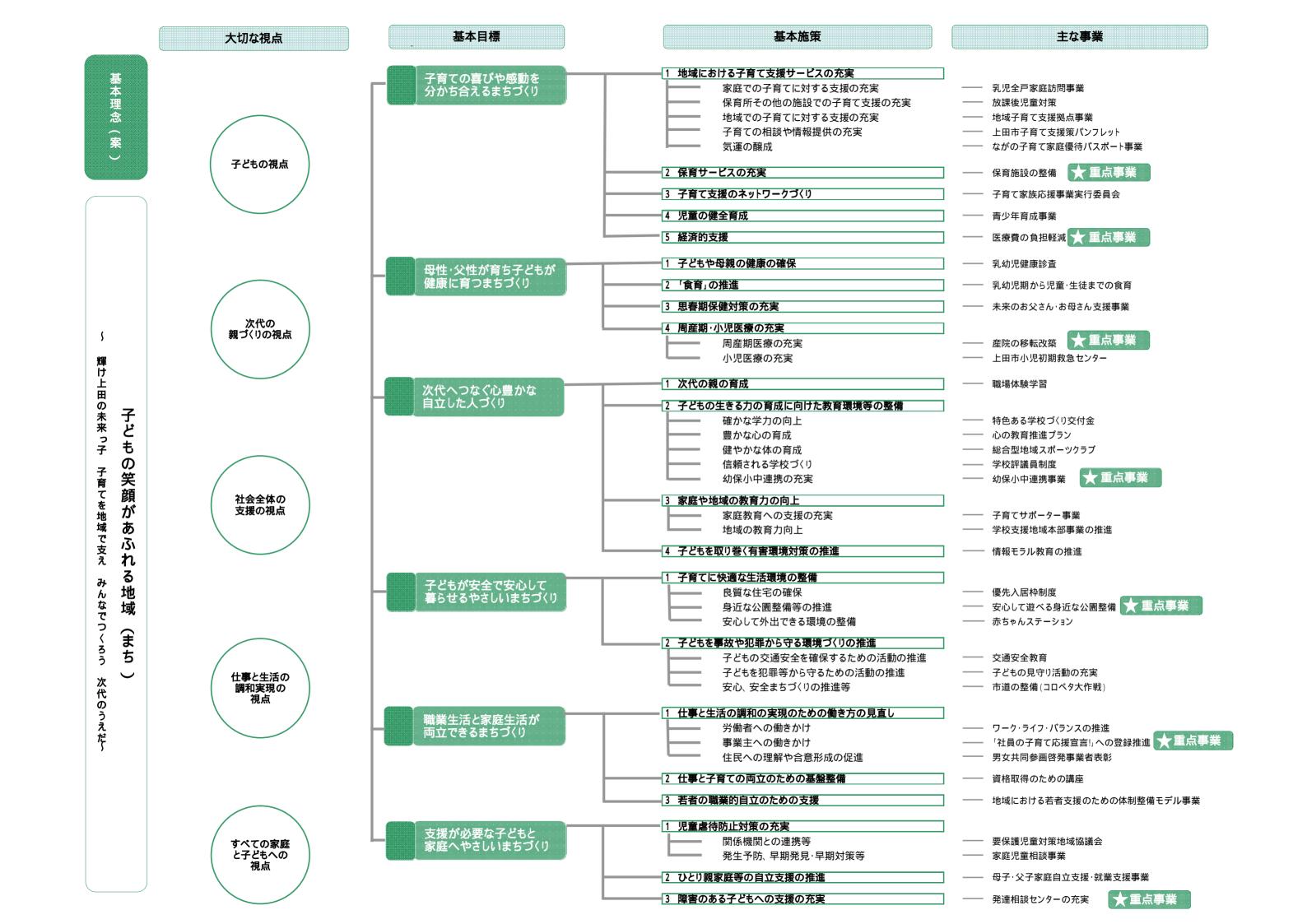
親子で楽しむことのできる機会や場所の拡充

【重点事業】

安心して遊べる身近な公園整備事業

- ・市民1人あたりの公園面積の拡大、公園3ヶ所増設
- ・児童遊園地などの公園を地域の中の公園として活性化





12月18日(金) 丸子地域協議会報告

社会教育課・丸子公民館関係報告事項3件

(1)「子どもの日行事補助金の件」

丸子地域 26 自治会ごとに行う「子どもの日等行事の実施に要する経費」に対し、「未就学児童数×300円」を補助。

事業予算 総額 39 万円の事業

丸子のみの制度であるので、平成21年度より廃止の勧告。

分館交付金改革とあわせて実施するとし、継続してきた。(H21 交付済み)

分館交付金改革目途ついたため、平成 22 年度より廃止。(予算計上×)

分館交付金改革 平成 22 年度 総枠現状どおり。平成 23 年度より改革。

調整案 旧上田地域(6公民館単位)...減

旧武石、丸子地域...增

旧真田地域...減

(2)「丸子図書館建設の件」

懸案であった丸子図書館建設に向け、丸子・武石地域から選任した委員 1 3 人で 構成する「丸子図書館建設運営研究会」スタート。

建設の窓口、研究会の事務局は社会教育課で担当。

(丸子金子図書館事務分掌 = 上田図書館、社会教育施設整備分掌 = 生涯学習課) 建設の目途 大枠

事業年度 H22~24 の 3 年間

H22...基本・実施設計、用地取得

H23...建設、外構工事

H24…図書・備品購入

用地 $6,390 \text{ m}^2 + 1,300 \text{ m}^2 = 7,690 \text{ m}^2$

建物 鉄骨平屋建 A=1,439 ㎡前後

全体経費 8億5千万円前後

現在真田図書館工事中。いよいよ丸子の番。武石は丸子の分館の扱いで丸子の次。 3 月末に選挙。そのため 22 年度予算は骨格予算。選挙後 2 次経費(投資的経費) 計上。

(3)「丸子公民館移転の件」

現在の丸子公民館は丸子文化会館と一体で共用。近年利用右肩上がり。利用頻度上がり月初めの会場確保に列。

丸子町商工会のファーストビルへの移転に伴い、跡地の「丸子文化センター」を「丸子公民館」に。

必要経費は2次経費(投資的経費)だが、当初予算に計上予定。

移転時期は、商工会移転に左右される。

「わがまち魅力アップ応援事業」

平成 22 年度事業 募集のお知らせ

みなさんからのご応募お待ちしています。

募集 / 切日 平成 2 2年 2月 19日 (金曜日)

魅力あふれる地域づくりを応援します!

上田市では、自治会や市民活動団体の皆さんが、地域の課題の解決や活性化のために、 自主的・主体的に取り組む地域づくり活動に対し、補助制度を整備し応援しています。

わがまち魅力アップ応援事業は、リニューアル後3年目の募集となりますが、これまで「地域の資源を活用した里山の整備」や「ひと昔前に行われていたお祭りの復活」といった、地域ならではの取組みが展開され、新聞等でも各団体の活動が連日のように紹介されています。平成20年度は63件、平成21年度は93件の事業が各地域の地域協議会において審議され、採択となりました。

平成22年度についても4月から事業着手できるよう、平成22年1月から募集を開始 します。「私たちの地域をもっと魅力あふれる元気なまちにしたい」という熱い思いをお 持ちの皆さんからのご応募を、お待ちしています。

なお、この事業は平成 2 2 年度予算審議の後、認められた予算額の範囲内で実施することになります。

補助制度の詳しい内容は次ページ以降をご覧ください。

来年度の募集から変更になる部分は下線を引いてあります。

制度の概要

1 個性あるふるさとづくり応援事業(自治会対象)

個はのもいるとこうくり心及事業(日本公内家)		
対象者	自治会・地区自治会連合会。 (2自治会以上の連携による事業も対象となります。)	
対象となる 事業	自治会の皆さんが、地域の自然環境・景観・歴史・文化・民俗芸能などの資源を掘り起こし、地域の価値を高め、創出することにより、ふるさとに誇りや夢を持ち、コミュニティの活性化と地域の一体感の醸成に寄与する継続性のある事業	
地域資源	有形無形を問わず1地域1テーマの登録制 (同一団体での申請は1回限りとなります。)	
対象経費	裏面参照	
補助限度額	150万円 平成20・21年度に実績のある事業については150万円から20・21年 度補助額(確定額)を差し引いた額が限度額となります。21年度事業費が未確 定の事業については、補助申請額を確定額として申請してください。	
補助率	補助対象経費の 100%助成	
補助期間	5 年以内(補助総額 150 万円以内)	
事業例	・「蛍飛び交う環境にやさしいまち 自治会」 用水路の環境整備等を自治会で協力して行い蛍を復活させ、飛び交う時期には蛍 を見ながらの交流会を行う等の事業 ・「歴史の薫る町並みを生かしたまち 自治会」 街並みに花を植え育て、町並みを活用したイベント等の開催によるコミュニ ティの活性化事業 ・「桜街道の道づくりの里 自治会」 次世代を見据えて自治会内道路の両側に桜の木を植え育て、開花時には、写生 大会や花見会等を行って交流を図る事業	
その他	平成 20・21 年度に 47 団体が採択を受け現在進行中です。	

2 特色あるまちづくり応援事業(市民活動団体対象)

対象者	5 人以上でまちづくりを行う市民活動団体
対象となる 事業	まちづくりに熱意やアイデアを持つ市民の皆さんが、地域の課題の解決や世代間・地域間交流を目的に参加者を限定せずに行う上田市の魅力のアップに寄与する事業
対象経費	下記参照
補助限度額	100万円 平成21年度に実績のある事業については100万円から21年度補助額 (確定額)を差し引いた額が限度額となります。21年度事業費が未確定の事業 については、補助申請額を確定額として申請してください。
補助率	補助対象経費の 100%助成
補助期間	2 年以内(補助総額 100 万円以内)
事業例	・ テーマを決めて行う地域間や世代間の連帯感を高める手づくリイベント事業・ 市のイベント等に併せて効果的に行われる自主企画事業・ 大勢の参加を呼びかけて実施するスポーツ・レクリエーション等の交流事業
その他	平成 20・21 年度に 75 団体が採択を受け現在進行中です。

補助対象経費 (ただし、総事業費から参加者負担金等の収入を除きます。)

項目	内 容
謝金	外部講師や出演者への謝礼、専門的技能を有する協力者への謝金
	(行事参加者に対する賞品、参加賞は対象となりません。ただし、中
	学生以下を対象とする参加賞で、補助対象経費総額の 5%以内、税込
	単価 500 円を上限として補助対象とすることができます。)
旅費・交通費	講師、出演者等の交通費、宿泊費 (上田市の基準による)
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
印刷製本費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費
燃料費	作業等に必要な機材や車両等の燃料費
通信費	事業の実施、連絡等に要する郵便料等 (電話・FAX 料を除く)
保険料	事業の実施に係る保険料
委託費	事業実施に必要な専門的な業務の委託費
	補助額は補助対象経費総額の 1/3 を上限とします。
使用料及び賃借料	事業に要する会場使用料、車両、機械等の借上料
	ただし、次の機材は1回あたりの借上げに上限額を設けました。
	<u>軽トラック 1,000 円 草刈機 400 円 チェーンソー500 円</u>
原材料費	事業に直接必要な原材料費
備品購入費	事業実施に必要な機材・備品(価格が3万円以上で5年以上使用する
	物品)の購入費
	補助額は原則として備品購入費総額の 1/5 を上限とする。

印刷製本費、委託費、備品購入費、及び単価が3万円以上の使用料·賃借料、原材料費等については、申請時に見積書の添付が必要となります。

補助対象額の5%を上限として会議費の計上を認めます。ただし、補助対象額と会議費を合わせた上限額は、これまでどおりです。

会議費として認められる経費は、わがまち魅力アップ応援事業の打ち合わせ会議や反省会等において支出した経費で、常識的に考えられる経費のことをいい、以前から示されていた補助対象外経費を認めているというわけではありません。また、実績報告の時点では領収書が必要となります。

〔例1〕イベントの計画や具体的な作業の打合せを実施するにあたり、夜役員会議を開いてお茶を出した。

〔例2〕事業の保存や記録を目的に、写真の焼増しやCD等を購入し、自治会の中で報告会を開催したり紹介を兼ねた広報誌を作成した。

補助対象外経費

- ・ 団体の事務所等を維持するための経費
- ・ 団体の経常的な事業に要する経費
- ・ 団体の構成員の飲食費(会議費相当の飲食費を除く)、人件費、謝礼
- ・ 審査時点の申請内容から逸脱した経費
- · 不動産取得費
- · 公租公課 等

補助対象外事業等

- (1) 政治、イデオロギー、宗教、営利などを目的とする事業
- (2) 実質的に完了した事業(事業開始は原則として補助の交付決定後とします。)
- (3) 同一年度に国・県、及び市の他の制度による補助実績または見込のある事業
- (4) 「個性あるふるさとづくり応援事業」においては、計画時点で5年以上の継続性が認められない事業、また、「特色あるまちづくり応援事業」においては、申請団体の構成員のみの活動にとどまる事業
- (5) 「特色あるまちづくり応援事業」においては、各地域における統合前制度(上田・武石地域「元気な地域づくり事業補助金」、丸子地域「住民提案型事業補助金」、真田地域「地域づくり活動事業補助金」)の補助を受けた事業で内容が同一の事業
- (6) 同一団体での応募は、一年度あたり一事業かぎりです。

申込から交付までの流れ (下記内容は、各地域協議会により異なる場合があります。)

募集案内 創設3年目にあたり、来年度の募集案内を21年度募集と同様、市ホームページ、広報うえだ(1月1日号)及び公的施設でのチラシ等でお知らせします。

補助金選考申込

《平成22年2月19日》切》

補助金の交付を希望する団体は、以下の書類を主たる事業実施地域の各地域協議会事務局へ直接提出してください。事業内容についての聴き取りをさせていただきます。アドバイスや助言等が可能ですので、提出期限ぎりぎりの申請は避け、できるだけ事前にお問合せください。

<u>事業内容について、申請時点でチェックするため、必ず担当者の確</u>認を受けてください。

選考申込書及び<u>申込事業チェック表(申請団体が事前に確認)</u> 収支予算書

実施区域図(事業内容により必要な場合のみ) 地域資源活用テーマ登録申請書(個性あるふるさとづくり応援事業のみ) 団体概要書(特色あるまちづくり応援事業のみ)

事業選考

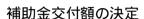


主たる事業実施地域の「地域協議会」において、申請団体のプレゼンテーションにより、事業の選考及び実施にあたっての助言を行います。 プレゼンテーションの実施時期は各地域によって異なります。日程等 詳細については、連絡責任者の方へ後日お知らせいたします。

補助金交付申請

《平成22年4月1日から》

「地域協議会」の選考結果に基づき内定通知書を送付します。補助金 交付の内定の受けた団体は補助金交付申請書を提出してください。 22年度事業の準備が整った団体は、4月1日から申請が可能です。



市長が補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書を送付します。

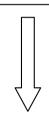


事業開始



交付決定を受けた後、事業を開始してください。なお、事業を中止する場合は補助金交付申請取り下げ書、事業等の内容が変更となる場合は変更承認申請書及び収支変更予算書を提出してください。

実績報告



事業完了後、速やかに以下の書類を提出してください。

実績報告書 収支決算書 事業内容がわかる資料 (写真・当日のチラシ等) 領収書の写し等

補助金交付額の確定及び交付

市では実績報告書に基づき補助金の交付額を確定後、補助金を交付します。事業終了後、事業の報告会の実施

や活動報告書の作成をお願いしています。写真や活動記録等の保管をお願いします。



活動報告書(作成)

事業完了後の翌年度に、事例集を発行します。みなさんの活動を広く紹介、保存することで、事業の成果や課題の共有に役

立つものと考えられますので「活動報告書」の作成をお願いします。ただし、活動が中途の 段階で、補助事業が完了していない場合は、報告書の提出は任意とします。



活動報告書配布

報告書の提出を受け、編集作業完了、印刷完了後、実施団体 の皆さんに事例集を配布いたします。

お知らせ

このたび、平成 20 年度に実施された「わがまち魅力アップ応援事業」の事例集を作成しました。上田市 2 3 9全自治会と 9 地域協議会の全委員及び 20 年度実施団体に配布されます。また、市内の公共機関の窓口にも置いてありますので興味のある方は、ぜひご覧になってください。

わがまち魅力アップ応援事業 あれこれ

Q 1 わがまち魅力アップ応援事業は、毎年多くの事業が実施されていますが、市の補助金は毎年続けても大丈夫なの?

A 1 この事業の財源の話をすると少し長くなりますが、4市町村が合併したことにより 2年間で合併特例債を財源に基金(地域振興事業基金:36億54百万円)を造成しました。この基金を、市で債券を購入したり定期預金などによって運用し利益を生み出しています。この運用益を100%活用し、皆さんの事業に充当しています。

Q 2 わがまち魅力アップ応援事業は、制度について要望を聞いてもらったり見直したりできないものでしょうか?

A 2 この制度は平成 20 年度からスタートし、できる範囲で毎年見直しを行ってきています。見直した項目について、以下をご覧下さい。また、実際に事業を実施してみての声をお聞かせ下さい。

平成21年度事業~

4月から事業が開始できるよう、事業の申請を前年度の1~2月に変更した。 参加してくれた方への景品を中学生以下、一人500円に限って認めた。 備品購入費は、上限を事業費全体の1/5から備品そのものの額の1/5に変更した。 平成22年度事業~

補助対象経費の5%を限度とする会議費の計上を認めた。 軽自動車や草刈機などの借上料の全市的な統一を図った。

応募方法

所定の選考申込書等に必要事項を記入のうえ、下記の申込先となる地域協議会事務局に直接提出してください。申込書は、市のホームページまたは下記の地域協議会事務局に用意してあります。

(応募にあたっての留意点)

事業を実施していくうえで、内容の変更が認められるのは、事業目的を達成するために必要不可欠な事態が発生した場合に限られ、かつ補助金の増額はできかねますので、当初の段階で十分な計画の立案をお願いします。また、事業を大幅に変更せざるを得なくなった場合は、一旦事業を中断し翌年度の再申請をお願いすることになります。

募集期間

<u>平成22年1月25日(月)~平成22年2月19日(金)</u>

お問合せ・申込先

主たる事業実施地域	選考機関	申込先	連絡先
土たる事業美肥地域	医气(成民)	(地域協議会事務局)	连和儿
全市域	地域協議会正副会長会	まちづくり協働課	22-4100 内線 1352
東部地区、南部地区、中央地区、 北部地区、神川地区	上田中央地域協議会	中央公民館	22-0760
西部地区、塩尻地区	上田西部地域協議会	西部公民館	27-7544
城下地区、川辺·泉田地区	上田城南地域協議会	城南公民館	27-7618
神科地区、豊殿地区	神科·豊殿地域協議会	豊殿地域自治センター	35-2939
東塩田地区、中塩田地区、 西塩田地区、別所温泉地区	塩田地域協議会	塩田地域自治センター	38-3000
川西地区	川西地域協議会	 川西地域自治センター 	31-2002
丸子地域	丸子地域協議会	丸子地域自治センター 地域振興課	42-1011
真田地域	真田地域協議会	真田地域自治センター 地域振興課	72-2202
武石地域	武石地域協議会	武石地域自治センタ- 地域振興課	85-2824

わがまち魅力アップ応援事業 Q&A

	設 問	回答
1 全般的事項について	「個性あるふるさとづくり応援事業」(通称「ふるさとづくり事業」)、「特色あるまちづくり応援事業」(通称「まちづくり事業」)の補助制度とはどのようなものですか。 「まちづくり事業」の対象となる「公益性のある事業」とはどのような事業ですか。 (共益性と併せて回答)	「ふるさとづくり事業」は、1自治会 1テーマの登録制で自治会が取り組む事業を対象とし、5年間で総額 150万円を上限に補助するものです。 また、「まちづくり事業」は、5人以上の団体が取り組む公益性のある事業を対象とし、2年間で総額 1000万円を上限に補助するものです。 交付決定される補助金額は 1000円未満切り捨てです。 なお、公益性の捉え方ついては、次の設問の回答を参考にしてください。 「公益」や「共益」の捉え方については、様々な考え方がありますが、本制度においては以下のように捉えることとします。 公益とは不特定多数の者の利益をいうことから、公益性のある事業とはサービスの受益者が限定されることなく、一般に開放されている事業のことを言います。つまり、活動が申請団体の構成員内にとどまらず、広く多数の方が参加できる事業を公益性のある事業と捉えます。 それに対して、共益とは、例えば、農道の補修、自治会の文化祭やカラオケ同好会の発表会などのように受益者が団体構成員に限定されている形態のことで、自治会等の会員による互助的な活動のことを言います。つまり、活動が主として申請団体の構成員にとどまる事業を共益的な事業と捉えます。このような共益的な事業も「ふるさとづくり事業」では、補助対象とします。 なお、自治会活動であっても自治会員に限定せずに参加者を広く募って行うイベントなどは、公益性のある事業と言えます。
	「ふるさとづくり事業」は、継続して行う事業とのことですが、補助期間が終了すれば継続しにくいのではないで	そうしたことも考えられるため、一定の限度の範囲で委託や備品の購入も補助対象とし、5年間で基盤づくりを行っていただき、5年目以降も事業を続けていただきたいというものです。
	すか。	金フ、ソで1Jフ(いたにさ、ひ午日以降も事業で続け(いたにさたいというものです。
	複数年継続して実施する事業について、初年度において	補助金は年度ごとの交付となるため、前年度交付事業でも、年度ごとに応募していただくことにな
	補助金の交付が決定した場合、補助期間内であれば、次年	ります。そのため、初年度に交付を受けた場合であっても、次年度以降も補助金の申請をしていただ
	度以降も補助金が交付されると考えていいですか。	き、事務局又は地域協議会の審査を受けることになります。

「ふるさとづくり事業」の補助対象となった事業を「ま	既補助事業になりますので、補助対象外となります。「まちづくり事業」として補助対象となった
ちづくり事業」として申請することは可能ですか。	事業も「ふるさとづくり事業」の補助対象外となります。
	各地域協議会事務局で書類選考を行った後、各地域協議会において申請団体の皆さんにプレゼンテ
事業の採択はどのようにするのですか。	ーションをしていただき、地域協議会委員が事業の選考を行います。その後、市は各地域協議会から
	選考結果に基づき採択を決定します。
	補助申請額が5万円未満の事業については、地域協議会におけるプレゼンテーションを省略し、
少額の補助については、手続き等を簡素化できません	事務局において書類選考により補助金の交付決定を行い、その結果を地域協議会へ報告します。
か。	(ただし、予算残額の状況で交付されない場合があります。)
	なお、提出していただく申請書類も一部省略化します。
4~5月にも活動を行いたいのですが、この期間に行	募集期間を 1月 25日から 2月 19日までとし、4月から行う事業も対象とするよう、募集期間や選
う事業の取り扱いはどのように考えていますか。	考時期等を早めて実施します。
プザ未の取り扱いはこのように考えていよりか。	

	設 問	回答
		継続事業であっても、過去に本制度による補助実績がない事業であれば対象となりますが、従来と同程度
	団体が毎年行っている継続事業についての補助は	の事業内容では、原則として対象になりません。グレードアップした内容であれば対象とします。
	受けられますか。	なお、各地域で行っていた統合前の補助制度による補助実績のある事業については、「ふるさとづくり事
		業」では対象となりますが、「まちづくり事業」では対象外となります。
	過去に市や県・国等の他の制度による補助金の交	過去に他の補助制度による補助金の交付を受けた事業であっても、本制度による補助実績がない事業であ
	付を受けたことがある事業の場合、補助は受けられ	れば対象となります。
	ますか。	
	市のその他の補助金や国・県等の補助金も該当し	広く大勢の団体に利用していただくため、同一年度において他の補助金を現に受けているもの、または受
	そうですが、この補助金と併せて支援を受けること	ける見込のある事業については、対象外となります。
2	は可能ですか。	
	隔年で行うイベントなどの場合、2回目以降も補助	補助対象期間は連続して捉えることとしています。
対象と	「	隔年で行う事業の場合、「ふるさとづくり事業」は、補助期間が 5年間のため、3回補助対象となります
とな		が、「まちづくり事業」は、補助期間が2年間のため、1回限りの補助となります。
なる事業に	複数の自治会が合同で行う事業は、「ふるさとづく り事業」の補助対象になりますか。	対象となります。
業に		「ふるさとづくり事業」には、単一自治会、複数自治会、地区自治会連合会の単位での申込みが可能です。
うり		なお、補助は 1自治会 1テーマによる事業に限ることとしていますが、過去に複数自治会の単位での補
7		助実績がある自治会が、単一自治会として新たに別の事業の補助申請を行うことも可能です。(逆も同様で
		す。)
	「ふるさとづくり事業」を申請したいのですが、	政治、イデオロギー、宗教、営利などを目的とする事業でなければ、有形・無形を問わず、地域資源のテ
	テーマは何でもいいのですか。	ーマとなります。
		ただし、テーマの決定にあたっては自治会内の合意が必要となります。
		同一年度に他の補助金を受けている、または受ける見込みのある事業については対象外になるため、「地
	自治会では、社会福祉協議会の「地域ふれあい事	
	業補助金」を利用し、交流会等の福祉事業を行って	です。
	いますが、このような事業も対象となりますか。	なお、食糧費に対する補助については、「地域ふれあい事業補助金」では対象となりますが、本制度では
		対象外となります。ただし、会議費に計上可能な飲食費は対象とします。

	_
	分館が行う分館事業と自治会が行う「ふるさとづくり事業」では事業主体が違いますが、本制度では同一
「ふるさとづくり事業」は、分館交付金の交付を	年度に他の制度の補助を受けている事業は対象外となります。そのため、自治会として本制度を利用する事
受けている事業と重複する場合が考えられますが、	業については、分館として交付金の交付は受けられなくなります。
このような事業も対象となりますか。	なお、飲食に対する補助については、分館交付金においては対象となりますが、本制度では会議費に計上
	可能な飲食費を除いて対象外となります。
	市から自治会に対しては、毎年、自治会の規模に応じて金額を算定し、「コミュニティ活動交付金」を交
自治会では地域のコミュニティの活性化にあたっ	付しています。この交付金は「日常的で小規模な」コミュニティの活性化に活用していただくためのもので
て、市から「コミュニティ活動交付金」の交付を受	す。
けていますが、「わがまち魅力アップ応援事業」と重	これに対して、「わがまち魅力アップ応援事業」は、自治会が新たに事業を実施する場合や現在自治会が
複して、交付を受けられますか。	行っている事業に他の事業を加えるなどのグレードアップを行う場合にご利用いただくことを目的として
	おり、重複はしないものです。
	上田市外で行う事業であっても、観光 PR 等の上田市のまちづくりに結びつくと考えられる事業について
上田市外で上田市の PR活動を行いたいのですが、	は「まちづくり事業」の区分で補助対象となります。
「まちづくり事業」の補助対象になりますか。	ただし、この場合、PR活動に必要な冊子等の印刷製本費等は補助対象となりますが、団体構成員の旅費・
	交通費は原則対象外となります。

	設問	回答
		本制度において補助対象となる備品とは、1 個または 1 組の価格が 3 万円以上かつ 5 年以上使用
	「備品購入費」は対象経費になりますか。	する物品のことを言います。この制度は、備品購入への補助を主目的とはしていませんので、21年
		度から補助額は備品費の1/5を上限としています。
		この事業は、基本的に市民の皆さんが、自分たちで直接まちづくりやふるさとづくりに取り組む場
	「委託費」は対象経費になりますか。	合に必要な経費を対象とし補助するものです。しかし、イベント舞台の電気工事など専門的な内容
		のものもありますので、委託費であっても補助対象経費総額の1/3を上限に補助します。
		宿泊費については、上田市の基準により 1人 1泊 9800円が上限となります。
	 講師等の宿泊費、交通費への補助額については、何か基	また、交通費については、電車、バス等の公共交通機関を利用する場合は実費を補助しますが、
	講師寺の伯石真、文通真への補助顔については、何が基 準がありますか。	講師等が自家用車等を利用する場合は、依頼団体と講師等との間で謝金により調整することとして
3	年 がめりよりが。 	ください。なお、実績報告の際、宿泊費については領収書の写し、交通費については利用交通機関
		の明細書を提出していただきます。
補助	イベントを行う際に、ふるまい鍋等で来場者をもてなし	不特定多数の来場者をもてなすために行うふるまい鍋等の材料費については、原材料費の扱いで
助対象経費に	たいのですが、食糧費は対象になりますか。	補助対象とします。
経費	イベント等の参加記念品は、対象になりますか。	参加記念品等は個人の所有に帰属するので、補助対象外となります。ただし、21年度からは中学
につ		生以下を対象とする参加賞で、補助対象経費総額の5%以内、税込単価500円を上限として補助対
l l		象とします。
	「使用料及び賃借料」の機材の借上げについて、何か決 まりができたのですか。	これまで、様々な企画が実施されてきたなかで、団体によって借上料のバラつきがありました。
		そこで補助金の公平性を高めるため、これまで申請の多かった「軽トラック・草刈機・チェーンソ
		-」の3点について、1回の作業で支払われる借上料の上限額を設けました。
		1回の作業とは、1日から1時間までいろいろバラつきがあると思いますが、その判断は常識的
		に考えていただくこととします。
		パンフレットに示された例を参考にしていただき、特に定義を設けないものとします。これまで
	 「会議費」とはどのようなものを対象としていますか。	皆さんから要望が寄せられる中で、事業を進める際に雑費が生じるが認められないかというご意見
	また実績で、補助対象額が減ったらどうなりますか。	が多数ありました。そのようなご意見を反映させるため、新たに追加した項目となります。不明な
		点は事務局へお問合せ下さい。また、精算の時点で事業費が変更となった場合は、再度計算を行っ
		ていただき、5%相当額(千円未満切捨)を算出いただくこととします。

	設問	回答
	申込先は事業実施地域の各地域協議会事務局とのことですが、全市が	全しが対象となる事業及び地域の分類が難しい事業については、政策企画局まちづく
	対象となる事業の場合は、どこに申し込むのですか。	り協働課が申込窓口になります。
	対象となる事業の場合は、とこに中し近むのですが。	なお、選考は地域協議会正副会長会が行います。
		事業を実施する地域の住民の皆さんや利用する施設等に事前に了解を得ておいてくだ
	選考申込書の作成にあたり、事前に準備しておくべきことはあります	さい。
	送行中込音のFMにのたり、争削に牛桶してのくべることはありより か。	また、 印刷製本費 委託費 備品購入費及び その他単価が 3万円以上の物品につ
	/J [*] °	いては、交付申請額と実績額の差がでないように収支予算書に見積書の添付が必要とな
4		りますので、事前に手配しておいてください。
•		事前に地域協議会事務局にお問合せのうえ作成してください。
選考	事業計画や選考申込書の作成にあたって、何か注意点はありますか。	選考申込書は、地域協議会における選考用資料になるものですので、実際のプレゼン
選考申込につ		テーション等を想定のうえ作成していただくことをお奨めします。
		地域協議会の開催が決まり次第、出席を文書により依頼します。
11	選考申込後の手続きの流れはどうなりますか。	また、選考結果や、補助金の交付決定、事業実施後の実績報告に基づく補助金の確定
		についても、文書で通知します。
		実施の時期や予算計画などについて、事前に確認したい点を記入のうえ提出してくだ
		さい。
		チェック内容は細部にわたりますが、現時点での計画内容を事前に確認いただくよう
	選考申込書を提出する際、チェック表を併せて出すことになったと聞	全ての項目について ×の記入をお願いします。チェック表は、審査の時点で審査員の
	きました。チェック表はどのような内容ですか。	判断材料として参照いただくよう、事前に配布する予定です。内容について不明な点は、
		事務局へお問合せ下さい。

	設問	回答
		補助金の交付が決定したところで着手していただけます。
	事業にはいつから着手できますか?	なお、選考結果の内定通知後、補助金交付申請書を提出していただき、その後に補助金交付
	争未にはバフがら自士 こさよりが?	決定を通知するため、選考から交付決定までの手続には多少期間を要します。お急ぎの場合は、
		地域協議会事務局にご相談ください。
		補助金の交付は原則として事業実施後に実績報告書に基づき行うことになっていますが、団体の
	当面の資金が団体にないため、事業の実施ができない場合	事情によっては、概算払いにより補助申請額の 80%を上限に前払いが可能ですので、所定の手続
	は、どうすればよいですか。	きを行ってください。なお、決算時の補助対象経費が概算払額を下回った場合には、残余金は返還
		していただくことになります。
	補助金を受けて作成した本や物品などを売ることはでき	原則、認められません。無料での配布をしていただくか、補助の変更を申請いただき、自己
5	ますか。	資金で事業を行っていただくことになります。
事業	事業の実施中は、市に報告を行う必要はありますか。	事業実施中は特に報告の必要はありません。ただし、市のホームページで活動内容を紹介し
事業の実施に	学来の大地下は、中に取自と行うが支援のうちゃん。	ていますので、実施された写真等をその都度送っていただきたいと考えています。
施	事業を広く市民に周知したいと思っていますが、どうした らよいですか。	市の広報等での PR が可能ですので、事前に市に連絡してください。
5		なお、実施にあたり作成する印刷物等(チラシ・ポスター・ガイドブック等)には、「平成
<u>۱۱</u>	360.073.	年度わがまち魅力アップ応援事業」と表記してください。
		やむを得ず変更・中止をする場合は、所定の申請書(変更承認申請書・申請取下げ書)の提
		出が必要となるため、申請先の各地域協議会事務局にご相談ください。
	事業内容を変更したい場合や中止したい場合はどうすれ	事業規模の縮小等により補助対象経費が 20%以上減額となる場合は、変更承認申請書の提
	ばよいですか。	出が必要となります。
		なお、事業費が増額となる場合は交付決定額の変更はありませんので、変更承認申請書の提
		出は不要です。
		事業の実施状況を確認できるよう、記録写真を撮っておいてください。
	事業を実施するにあたり、何か注意点はありますか。	また、原則、補助対象経費に関わる全ての領収書の写しを(会議費を含む)提出いただきま
		すので、領収書は大切に保管し、費目ごとに整理しておいてください。

	設 問	回答
	実績報告の段階で、補助対象経費が補助金交付決定額を	補助金は、補助金交付決定額が上限となりますので、不足分の交付は行いません。
	超えてしまった場合、不足分は補填してもらえますか。	なお、この場合の手続は、実績報告書上での対応になります。
	寄付金等をいただき、交付決定時の予算よりも決算時の	減額となります。補助金交付額は、決算時の支出額から参加者負担金等の特定財源額を控
	収入が増えた場合は、補助金額は減額になりますか。	除したうちの補助対象経費分になります。
	事業報告会もあると聞きましたが、その概要について教	丸子地域では、事業報告会を行っており、地元住民の皆さんへの PR 等に大変役立ってい
	えてください。	ます。こうした点を踏まえると必要なことと考えますが、開催については、地域協議会ごと
		の判断によることとします。
	事例集を作成したとききましが、どのように作っている	みなさんに実施いただいた事業が埋もれてしまっては、もったいありません。紹介や検証
	のですか。	を兼ね、事例集の作成をお願いすることとしました。なお、中途の段階の団体もありますの
		で、そうした団体につきましては、事例集に関する活動報告の提出は任意としています。
6		また、21年度に対応可能な団体から、実績報告との二度手間とにならないよう、事例集掲
		載内容と同じ項目の実績報告(様式)に統一しました。
事業	実績報告の際、原則補助対象経費に関わる全ての領収書	講師等の謝金についても原則として領収書を受領していただきますが、領収書の受領が難
業実施	の写しを提出する必要があるとのことですが、講師等への	しい場合は、領収書の写しに替えて支払証明書を提出していただきます。(理由を明記のこと)
後	謝金も同様ですか。	また、講師等の交通費については、公共交通機関を利用する場合は、利用交通機関の明細
		書を提出してください。講師等が自家用車等を利用する場合は、謝金により調整ください。
	 	事業の実施に当たり、当初考えていなかった工事を追加してよりグレードアップした内容。 「おおおお」
	いました。全体金額では下回っているのですが、補助対象	の事業になることは、地域にとって少しも悪いことではないのですが、当初申請をしていな
	として認められるのでしょうか。	かった内容については、変更申請をあげていただくか、補助対象外経費として扱っていただ
		くことになります。事務局側で判断し、回答させていただきます。
		それ以外の内容の軽微な増減については、交付決定額の範囲内で認められます。
	3月の下旬に事業を予定していますが、実績報告は2月	この事業は、地域振興事業基金を財源としていますので、遅くとも 3月の上旬には実績報
	中には出さないとだめでしょうか。	告が提出できるよう調整をお願いします。来年度の事業として 4月から開始することもでき
		ますので、できる限りご協力をお願いします。

上記によらない様々な疑問等について、不明な点がありましたら地域協議会事務局へお問合せください。

上田市わがまち魅力アップ応援事業 事前チェック用紙 事業名

	確認事項	×	メモ (分かる範囲で記入)
	この事業は、過去に市の地域づくり支援制度による補助を受けていない。又は過去に補助を受けた事業とは内容の異なる事業である。		受けた補助事業 (いつ、どこで)
補助実績	 この事業は、他の制度による補助を見込んでいない。 		
	来年度、県の「元気づくり支援金」にも申請している。		同一の内容でダブル申請の場合、どちらか の申請を取り下げる必要があります。
団体要件 特色あるま	団体は、5人以上の市民で構成されている。		
ちづくり応援事業のみ	団体は、政治、宗教及び営利を目的としていない。		
	この事業は、事前着手した内容は申請額に含まれてい ない。		
	この事業は、政治、宗教及び営利活動には該当せず、 内容は組織の維持・趣味の範囲に留まらない。		
事業内容	この事業は、不特定多数の市民 (「個性あるふるさとづくり事業」は自治会員及び地域住民)を対象としている。		
	この事業は、実施地域の合意を得ている。		
	今後、調整すべき課題がある。 (実施するうえで調整は不要か調整済の場合 、解決 すべき課題が何点かある場合×・・・メモ欄へ)		・市役所()課と協議し、(確認済・確認中・未確認)である。 ・今後、実現には()に申請し() 許可等を得る必要がある。 ・何が必要かよくわからない。
700	補助限度額を上回る事業費については、自己資金や寄付金等により実施していけることが確実である。 (確実であれば 、その他×・・・メモ欄へ)		・確実ではないが検討済み、問題なし。 ・やっていきながら検討したい。 ・現時点では、心配な要素である。
予算内容	次年度以降に実施する予定の事業についても、団体内 で検討し決定した内容であり、概ね事業計画の変更は 考えていない。		
実施時期	この事業の開始は概ね何月からを予定している。 (決まっていれば ・・メモ欄へ、明確でなければ×)		・春先(4月)から交付申請の予定である。 ・夏以降(6月)から動き出せればよい。 ・秋口(9月)以降で十分である。 ・冬場(11月)以降の企画である。

上田市わがまち魅力アップ応援事業 選考申込書

申込年月日	平成	年	月	日	受付番号							
補助区分 (どちらかに 印)				づくり応打 ・4年目・		1)	2		5るまち? 年目 ・			
団体の名称	(ל תֿעוק)						団体 の 代表 者	(フリカ゛	†)		(1	Đ
代表者の住所 等	T	-					EAX	7				
連絡責任者 (実際に連絡が取れる方を選任し、差支えなければ携帯電話番号も記入し	TEL (フリガナ) 氏名 住所 〒						FAX	報道関係			連絡先をお了承ください	
て下さい)	TEL Eメール		·ス:)			携帯	: 	()		
事業名												
事業実施場所							の範囲 人数等					
今年度の事業 実施期間	事業開始 平成		月	日 ~		事業兒 平成	完了予定 年	Ē日 月	日			
事業の目的及 び期待される 効果												
今年度の事業 内容・スケジュ ール												
来年度以降の 事業の取組				ロエンギロも	호프		20 左座		04 左连		- <i>C</i> - E	1
2- XX X - X NILL	事業を組 補助申	継続する場 語見込額		既補助	万円	4	23 年度	ī円	24 年度 万		万円	
特にアピール したい事業の 特徴											455	
今年度の他の補助金助成実績または見込		有・	無		実施意形		【内の台	<u></u>	有	· #	Ę	

印は記入不要

添付	収支予算書(別紙1)	事業実施区域図(事業内容により必要な場合)
書類	団体概要書	地域資源活用テーマ登録申請書 (別紙2)
自有規	(特色あるまちづくり応援事業のみ)	(個性あるふるさとづくり応援事業のみ)

上田市わがまち魅力アップ応援事業 平成 年度 収支予算書

団体名

哥	F .	業	名					_						
		科 目			金	額(円)		積	算	F	勺	訳	
収	参加者負担金													
入	寄信	寸金						_ 						
	当該補助金													
	自己	己資金												
		合 計	-					総	事業費と一致す	する。				
		原材料費												
支		消耗品費												
出		謝金												
		旅費・交流	通費											
		使用料及 借料	び賃	Α										
	補	印刷製本	費											
	助	通信費												
	対 象	燃料費												
	経費	保険料												
	-	- ★二弗		ח		見積額		7	補助上限額(F×	1/3)				
		委託費	費 B	В				D						
		備品購力	λ費	O		見積額		Е	補助上限額(C×	1/5)				
		VELY HILL	\ <u>F</u>	Ü										
		小 計	小計	F		A+B+C		G	補助対象額	Į	Н		補助希望	星額
												<u> </u>		
	補	人件費										会詩	養費(G×5	%以内)
	助 対	食糧費									Ι			
	象 外	その他												
	経	小計	+	J							補	助金	合計額(H+I)
	費	'J F												
	総事業費 (F+J))							上上	:限(1 .限(1	50万円)自 00万円)市	1 治 会 5民団体

積算内訳欄にそれぞれの科目ごとの品名または使途と積算内訳(記載例:講師謝金2人×7,000円等)を記入のこと。本紙に記入しきれない場合は、別紙・積算内訳書(任意様式)を添付のこと。

委託費の補助額は、補助対象経費総額 (F)の 1/3 を上限とする。

備品とは1個または1組の価格が3万円以上かつ5年以上使用する物品のことで、補助対象備品費(C)の1/5を上限とする。 <u>委託費・印刷製本費・備品購入費及びその他単価3万円以上の物品等については、見積書を添付のこと。</u>

積算内訳書(補助対象経費)

110	口名 体冷	*L =	24/2	¥/#	. A de	+4 ===
科目	品名・使途	数量	単位	単価	金額	摘要
A ±1			<u> </u>			
合計	 小計を記入のこと。					

科目ごとの小計を記入のこと。

地域資源活用テーマ登録申請書

(個性あるふるさとづくり応援事業のみ)

平成 年 月 日 (申請先) 上田市長 ED) 地区自治会連合会・自治会名 代表者住所 代表者氏名 電話番号 1地区1価値の推進を図るため、以下のとおり地域資源活用テーマの登録を申請します。 テーマ 地域資 源活用 の概要 (活用 目的・理 由等)

	年次	計画概要
	1年目	
	2年目	
地域活よるで	3年目	
とづくり計画	4年目	
	5年目	
	6 年目 以降	
	会議名	
	決定日	平成 年 月 日
		住 所 氏 名
テ決議	出席者	

団 体 概 要 書

(特色あるまちづくり応援事業のみ)

申請者

団 体 名						(会員数)	
団体所在地							
団体の概要	(設立年月			年		月	
	(活動目的	的)					
	(活動内容	容)					
	(活動実統	責)					
		会	員	名	簿		
氏	名			住	所		
記載人	数計			,	人		

団体の概要がわかる資料がありましたら添付してください。 (例) 会の定款、規則、本年度の総会資料、会員名簿

会員名簿は、別表添付も可。(会員の住所明記のこと。)

協議会のあり方に関する意見書(案)

丸子地域協議会では、協議会に課せられた任務に的確に応えるためには協議会はどうあらなければならないのかと言った協議会のあり方について話し合いを重ねてきました。広く地域住民の意見を聞き、より多くの情報を集め、地域の課題を住民と共有しながら、地域的課題を市民協働により解決することが求められています。

この度、第二期地域協議会の締めくくりに当たり、今日までの協議会の論議を踏まえ協議会のあり方について、1地域協議会の役割の強化策について、2地域全体の発展策について、3地域予算の活用、4地域自治センターとのかかわりについての4項目にわたり丸子地域協議会としての意見を取りまとめましたので、市当局の見解を求めるとともに、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 地域協議会の役割の強化策について
 - (1)施策の決定や事業等の実施にあたり、どのように協議会の意見が反映されているのか、 意見の扱いや結果について何らかのかたちで公表されることを要望します。
 - (2)諮問あるいは意見を求められたときや、協議会として地域の意見を取りまとめる必要がある場合、専門的な意見や当事者の意見など広く市民の意見を聴取できる仕組や予算付けを要望します。
- 2 地域全体の発展策について
 - (1)第1次総合計画の地域まちづくり方針について、その具体化にむけた検討組織の立ち上げに関係部局が積極的に係わるよう要望します。
 - (2)市民協働事業を推進するに当たり自治会や地域の自治会連絡会との情報の共有や連携が重要な課題となっていますが、自治会と地域協議会のそれぞれの役割や機能について行政として考えを明示して頂きたい。

3 地域予算(持寄り基金)の活用について

持寄り基金は地域的課題に対応するとともに地域の活性化や市民協働事業の推進のため、次の各項目について第1次上田市総合計画の最終年を目途に計画的に活用することとし、各項目について行政の積極的な支援を要望します。

- (1)地域的課題(大塩館・徳寿荘・陽寿荘跡地活用等)
- (2)地域的資源や産業文化遺産等の活用による地域振興事業
- (3)地域コミュニティーの育成事業
- (4)特色ある地域イベント支援
- (5)歴史的行政資料の整理保管
- (6)子育て・不登校児童・外国籍児童に対する活動支援
- (7)ファーストビル・旧食堂棟・依水館など丸子地域特有な施設の活用促進
- (8)単一自治会で解決できない地域共通な課題(防犯灯等)への活用
- (9)地域的特性を高める事業支援

4 地域自治センターのあり方について

地域自治センターの役割については、条例に規定されているところですが、どこまで協議会として発言し、事業執行を求めていけるのか、たとえば持寄り基金を原資とする一定額以内の事業について、センター長の特認事項として地域協議会の場で事業採択をできるような仕組みがあれば、より具体的に地域協議会の役割と権限が明確になると思われます。

終わりに、地域協議会は、今後ますます地域内分権が進行するなかで、地域内の意見や要望、世論といったもの等も地域の中で集約し、地域のことは地域で考え行動する団体や組織を市民協働の視点に立って支えてゆく唯一の市の機関として、市長や市民の付託に応える立場にあるとも言えます。3期6年を限度とする2年の任期ではありますが、地域分権型社会の中で、委員としてのやりがいのある、責任感も充実感も持てる地域協議会でありたいと思うものであります。

旧カネボウ丸子工場食堂棟活用検討専門部会設置要項(案)

1 目的

旧食堂棟は昭和 11 年の鐘淵紡績丸子工場創設当時からの建物で、当時の雰囲気を残す建物として景観的にも優れていることから、保存、活用にむけての要望があり、需要品倉庫とともに当時のまま残された貴重な建物となっている。

丸子地域の産業イベントである「げんき丸子」の主会場として利用するほか、冬場のソフトボール練習場として、また、小会議室は丸子地域の工場で使われてきた機械や道具を収集し、保存展示の場として活用してきている。

また、丸子地域にはこの地域の産業を支えてきた卓越した技能者、技術者が多く在住しており、大学や高校などの研究、学習機能と地域の活きた産業技術の結節点として、所謂産学官の連携の拠点として活用することも期待されている。

一方では近年、カネボウ跡地の再開発が進む中でこの地域の利便性も高まっており、 丸子地域の産業や文化の活性化拠点として、あるいは子育てなど地域住民の幅広い交 流の場として常設的な施設としての活用も望まれていて、本協議会の議論の中でも一 部意見交換も行われてきた。

以上の状況を踏まえ、旧食堂棟の近い将来のあり方、活用の方向性について調査、 検討をするための専門部会を設置する。

2 委員

丸子地域協議会分散会から各3名の委員を選出し、6名で構成とする。

3 事務局

丸子地域自治センター地域振興課地域政策係を事務局とする。

4 調査検討事項

- (1)旧食堂棟の将来のあり方、活用方法
- (2)使用目的に沿った施設改造計画
- (3) 当該建物の耐震強度調査

5 調査検討の目途

平成 22 年 3 月の地域協議会で当協議会として一定の方向性が得られるよう取組むものとする。

平成 21年 12月 18日

上田市長 母 袋 創 一 様

丸子地域協議会 会 長 片 桐 久

意 見 書

上田市地域自治センター条例に基づき、下記のとおり地域協議会の意見を提出します。

記

1	件			名	丸子地域の防犯灯のLED化について
2	意	見	内	容	丸子地域では現在約2,300灯の防犯灯が各自治会により設置されおり年間約720万円の電気料を自治会が負担しています。市はその電気料の2分の1を自治会に補助することとしていますが、合併以前は電気料の全額を旧丸子町が負担してきた経緯があります。合併時の経過措置として、急激な負担増を避けるため、平成20年度は自治会負担分の補助を地域予算により実施しましたが、平成21年度以降は、多い自治会で約48万円、平均でも約14万円の負担が発生しています。この電気料の負担については、合併により新たに発生したものであり自治会財政を圧迫するものと受け止められ、この軽減を望む要望や意見が丸子地域自治連絡会や地域協議会によせられています。 LED照明は温暖化対策や省エネルギーの観点からが脚光を浴び、蛍光管による防犯灯をLED照明に交換することで消費電力やCO2削減となり電気料も軽減されることになります。また、LEDの寿命も約4万時間(10年間)と長く、交換に要した手間や費用も大幅に軽減されることが期待されています。 丸子地域協議会では、これらの状況を検討する中で、地域予算(持ち寄り基金の取り崩し)により丸子地域の防犯灯のLED化を推進することとし意見がまとまりましたので、このたび意見書を提出しその実現を要望します。

丸子地域協議会 今後の会議等予定(案)

	1月				2月		3月				
日	引 曜 会議・行事			曜	会議・行事	日	曜	会議・行事			
1	金		1	月		1	月				
2	土		2	火		2	火				
3	日		3	水		3	水				
4	月		4	木		4	木	依田川リバーフロント第3回実行委員会			
5	火		5	金		5	金				
6	水		6	土		6	土				
7	木		7	日		7	田				
8	金	地域協議会公募委員募集期限	8	月		8	月				
9	土		9	火		9	火				
10	日		10	水		10	水	自治連定期総会			
11	月		11	木		11	木				
12	火		12	金		12	金	第 12 回丸子地域協議会 13:30 (わがまち審査会)			
13	水	「川の絵・川の写真展」開催(~2/26)	13	土		13	H				
14	木		14	日		14	田				
15	金	地域協議会公募委員・面接	15	月		15	月				
16	土		16	火	丸子地域自治センターたより発行	16	火				
17	日		17	水		17	水				
18	月		18	木	依田川リバーフロント市民会議 17:00	18	木				
19	火	第 10 回丸子地域協議会 13:30	19	金	自治連役員会、わがまち募集締切	19	金	わがまち魅力アップ応援事業・実績報告会			
20	水		20	土		20	土				
21	木		21	日		21	日	上田市長・市議会議員選挙告示			
22	金	自治連役員会	22	月		22	月				
23	土		23	火		23	火				
24	日		24	水		24	水				
25	月	わがまち魅力アップ応援事業募集開始(~2/19)	25	木		25	木				
26	火		26	金	第 11 回丸子地域協議会 13:30(わがまち現地調査)	26	金				
27	水	依田川リバーフロント第2回実行委員会	27	土		27	土				
28	木		28	日		28	日	上田市長・市議会議員選挙投・開票日			
29	金					29	月				
30	土					30	火				
31	日					31	水				